

## 総務委員会会議録

日時 平成21年10月6日(火) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後4時31分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実  
副委員長 白壁 賢一  
委員 土屋 直 高野 剛 棚本 邦由 山下 政樹  
望月 勝 竹越 久高 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 平出 亘 企画部長 中澤 正徳  
知事補佐官 曾根 哲哉 県民室長 窪田 守忠  
知事政策局次長 安藤 輝雄 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭  
政策参事 八木 正敏 政策参事 原間 敏彦 広聴広報課長 堀内 久雄  
行政改革推進課長 市川 由美  
企画部次長 田中 宏 企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明  
企画課長 末木浩一 世界遺産推進課長 高木 昭  
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 石原 光広  
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 奈良 政文  
県民生活・男女参画課長 河野 義彦 消費者安全・食育推進課長 小松 万知代  
生涯学習文化課長 望月 和俊

公安委員長 真田 幸子 警察本部長 西郷 正実  
警務部長 小澤 富彦 交通部長 廣瀬 文三勝 刑事部長 日原 清貴  
警備部長 三枝 昇 首席監察官 青木 雄二 総務室長 小沢 志郎  
生活安全部長 深澤 俊樹 警察学校長 中村 英治 会計課長 有泉 辰二美  
警務部参事官 門西 和雄 交通部参事官 小林 茂樹 教養課長 秋山 一哉  
監察課長 清水 修治 厚生課長 金丸 文夫 情報管理課長 大村 保美  
生活安全企画課長 武川 真延 生活安全部参事官 清水 徹  
少年課長 松原 茂雄 捜査第一課長 宮下 篤 捜査第二課長 山口 和良  
組織犯罪対策課長 清水 正平 交通指導課長 深沢 智明  
交通規制課長 古屋 一栄 運転免許課長 中澤 明彦  
警備第一課長 上杉 正名 警備第二課長 渡辺 茂

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 中村 康則  
人事委員会委員長 渡邊 貢 代表監査委員 戸島 義人  
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏  
総務部防災危機管理監 清水 文夫 総務部理事 依田 正司  
総務部次長 飯沼 義治 総務部次長(人事課長事務取扱) 芦沢 幸彦  
職員厚生課長 野中 進 財政課長 福富 茂 税務課長 望月 明雄  
管財課長 矢島 孝雄 私学文書課長 鈴木 治喜 市町村課長 青柳 治

消防防災課長 堀内 浩将  
 出納局次長（会計課長事務取扱） 山本 一 管理課長 樋口 雅行  
 工事検査課長 加藤 公平  
 人事委員会事務局次長 横森 公夫  
 人事委員会事務局次長 土屋 正文  
 監査委員事務局次長 成島 秀栄  
 監査委員事務局次長 佐々木 正彦  
 議会事務局次長 秋山 裕一

議題（付託案件）

- 第90号 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例制定の件
- 第91号 山梨県公立大学法人評価委員会条例制定の件
- 第92号 山梨県高校生修学支援基金条例制定の件
- 第93号 富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第98号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第100号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第104号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正
- 第113号 町の廃置分合の件
- 第114号 地方財政法第三十三条の五の七第一項に規定する地方債に関する許可申請の件
- 第115号 公立大学法人山梨県立大学の定款を定める件
- 第117号 公立大学法人山梨県立大学に承継させる権利を定める件
- 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
- 請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第21-8号 山梨県消費者行政の充実強化を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
 また、請願第19-10号及び第21-7号については継続審査すべきもの、請願第21-8号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画部、警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時4分から午前11時16分まで知事政策局・企画部関係、休憩をはさみ、午前11時32分から午後12時3分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後1時33分から午後4時31分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画部関係

第90号 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第104号 平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

(米倉山造成地法面等環境整備事業費について)

棚本委員 土地対策費のうち基本的な話を最初にお伺いしたいんですが、土地開発公社経営再建事業費という項目に、米倉山造成地法面等環境整備事業費が盛り込まれていることについてお聞きします。

末木企画課長 今回の土地開発公社経営再建事業費の中に、法面等の環境整備事業費が入っているわけですが、緊急雇用対策事業ということで最も関係する事業に入れ込んだだけです。

棚本委員 わかりました。私どもの感覚でいきますと、米倉山は既に公社から手を離れているという感覚でありましたから、公社の再建事業費の中に盛り込まれておりましたことについて、基本的なお話を伺いました。

米倉山は私ども、利活用を本当に心配しておりました。県会議員としても県民の1人としても、ある意味では毎回話にも出ますし、山梨の大きな造成の象徴でありましたから、時代とともにいろいろな利活用の考え方も変化を生じていることもやむなしかなというような考えもございました。

そこで、この内陸部最大のメガソーラーが設置されることによって、燃料電池であったり、あるいはバイオマスであったり、いろいろなもののクリーンエネルギー先進県山梨の一大喚起地になるのではないかと、そして、観光にも産業にも大きな引き金になってくれることを望んでおりましたので、事業そのものについては、整備することは非常によいことだと思います。

そこで、この整備は、メガソーラーを設置する部分以外のものだというお話でありましたが、どの程度の規模を整備されて、それによってメガソーラーを設置する部分以外の全体については大体整備されるという状況なんでしょうか。

末木企画課長 今回予算をお願いしている事業ですけれども、除草、伐木の面積としてはおよそ20ヘクタール程度を予定しております。米倉山全体が44.7ヘクタールありますので、これ以外の残りを今企業局で東京電力と詰めておまして、お貸しする部分については企業局で整地等環境整備をする予定になっております。

棚本委員 わかりました。確かに米倉山はインターからも非常に見えにくいですが、米倉山の周辺利活用に注目している皆さん、私もそうですけれども、米倉山周辺は荒れていて心配だなということを絶えず思っておりましたから、そういう意味で、20ヘクタール整備されれば、相当環境的にもよくなるはずありますし、イメージも違ってきます。もう一つは、緊急雇用対策について

ですが、どのぐらいの雇用創出がなされるのでしょうか。

末木企画課長

新規の雇用に関しましては、現在8名程度、4カ月から5カ月間くらいでお願いしたいと考えていますが、求職者の状況ですとか、委託先の業務スケジュールなどによりましてちょっと変わると思います。

(消費者安全について)

棚本委員

雇用創出にもなりますし、あるいは環境整備にもなりますから、ぜひとも緊急雇用創出の点からも、これからも予算執行に当たってはぜひ御留意を願いたいと思います。

これは以上で、あと1点だけです。

先ほど消費者安全の関係で、御説明をいただきました。事業内容についてはあえて再度お尋ねすることは避けませんが、補正でこの事業内容を御説明いただきまして、確かに、レベルアップとか、すばらしい事業で、私は、地味ではありますが、国もそうでありますけど、県にとっても、この消費者の安全というか、相談というのは非常に重要な部分だと認識しております。

そこで、この経済不況の中で、多重債務とか、経済的なことに対する相談がどの程度か、そして、また、最近の相談内容というのはどのような傾向なのか、お尋ねいたします。

小松消費者安全・食育推進課長 県民生活センターへは、今年度4月から8月までに150件の多重債務の相談が寄せられておりまして、昨年同期比では2割ほど減少しております。この減少につきましては、相談窓口が県以外の機関にも整備され、相談が分散しているという可能性があると見ております。

あと、相談内容でございますけれども、景気の悪化によりまして収入が減少し、住宅ローンの支払いや生活のために多重債務を抱えて返済に困っているとか、また、身内が多重債務に陥っているがどうしたらいいのかとか、また、病気になって、こういった経済・雇用環境の中で働けずに借金をしてしまったというような、最近の経済情勢を反映したような相談もセンターに寄せられていると聞いております。

棚本委員

最近、県や県が把握する相談窓口で受ける相談の中で、相談を受ける側として、多重債務等の特徴ある、特色ある相談に対してどのように取り組んでおられるのか、何か山梨県として特に取り組んでおられることがあればお聞きをしたいと思います。

小松消費者安全・食育推進課長 本県の多重債務対策といたしましては、平成19年に山梨県多重債務問題改善プログラムというのを策定しておりまして、県警や県の弁護士会、司法書士会等と緊密に連携をしながら推進を図ってきております。

こうした中で、県民生活センターにおきましては、相談があった際には、解決方法の検討とか助言といったようなものを行いますとともに、必要に応じて、毎週水曜日に法律相談というのを行っておりますので、そちらのほうに御相談をいただくような紹介をしております。

また、今年度の8月からでございますけれども、働いている方の場合はなかなか普通の日に相談ができないというところもありますので、毎月休日の無料の法律相談会というのを実施しております。

また、9月補正予算の中でも、消費者行政活性化基金を活用しまして、コンビニのATM画面への多重債務者の相談窓口の案内表示というものを

うための事業経費というのを計上しております。深刻なケースもあると思われますので、相談窓口の周知徹底を今後も一層図っていきたいと考えております。

棚本委員 わかりました。今後とも力強く消費者行政を推進されますようお願いをいたします。

(太陽光発電設備導入事業について)

望月委員 運営管理費の3,754万2,000円、太陽光発電設備導入事業ということで、県の施設でこうした環境問題に取り組むことは非常にこれからも必要であると思いますが、この東山梨合同庁舎に太陽光発電導入ということでございますが、太陽光発電の電力設備の規模はどのくらいのものを設置するのをお伺いします。

末木企画課長 今回、東山梨合同庁舎に整備する太陽光発電の発電量は20キロワットであります。また、今回同時に整備をします県庁北別館、産業短期大学も同様な規模であると聞いております。

望月委員 電力が20キロワットという説明でございますが、この20キロワットの電力で当施設の電力がどの程度賄えるのか、また、1カ月でどれくらいの節電が図られるのかを教えてください。

末木企画課長 今回の太陽光発電を設置しました施設は、電気使用量の多い施設を選ぶということで、施設で使用する電力量のうち太陽光発電で賄える割合は非常に低くなっております。東山梨の合同庁舎の電気使用量ですと、昨年度の実績に比べまして、20キロワットの太陽光発電設備で、年間ですと約5.9%の電力量を賄うようなことになっております。

あと、具体的な電気料等のコスト削減の金額等ですけれども、これは、現在県が率先行動計画で30施設ほど太陽光発電を県の施設につけることを予定していますけれども、その事業効果が、仮に全部、30施設に20キロワットの太陽光発電設備を設置した場合、電気代で年間約1,550万円弱ぐらいの節約になると言われていますので、単純に30の施設で割ったとして大体年間50万円弱ぐらいの電気代の節約になるかと思えます。

望月委員 県の30施設に、これからの太陽光発電施設を設置する場合に、もう少し、効果の期待できる、規模が大きい太陽光発電施設を設置できないのか。それとも、規模の大きい太陽光発電施設を設置するには面積的に厳しいのか、お聞きしたいんですけど。

末木企画課長 担当の課にいただいた資料によりますと、太陽光発電設備の設置に関する環境省補助制度では大体20キロワット以上のものを対象としていること、また、いずれも既設の建物に設置することになりますので、設置の面積の関係や、あるいは、太陽光のパネル等、非常に重量がありますので、施設の構造上の安全性などの点から、原則として1施設20キロワット程度としたということ聞いております。

望月委員 地震や災害等において一般の電力が休止するような状況があると思うんですけど、そのとき、緊急性を要する対策として、太陽光発電というものは、

特に必要になってくると思います。特に県の施設、合同庁舎もそうですが、地域の皆さんにとっての安全な避難場所、また情報収集の場でもあります。

そこで、一般の電気が停電した場合、送電の切りかえ等の状況について、教えてほしいと思うんですが。

末木企画課長

地震などにより送電が停止した場合なんですけれども、太陽光発電ですから自立運転ができます。専用のコンセントがありますので、電気の供給が可能となります。

ただ、先ほど申し上げましたように、全体の電力量のうち太陽光発電で賄うことのできる割合は非常に低いため、通常の電気が遮断された場合、東山梨合同庁舎には非常用の設備としましてディーゼルだとか、あるいはガソリンによる発電施設がありますので、それをメインに使用し、それを補助するような形で太陽光発電を考えております。

望月委員

合同庁舎など県の施設にこれからも太陽光発電設置をするわけですけど、この施設は太陽光発電の電力だけを使うんだという方針を決めていくような考えはないですか。

末木企画課長

一般的な化石燃料を使った電気にかわって、太陽光だとか、あるいは小水力発電、バイオマスなど環境にやさしいエネルギーがありますが、具体的にどういうものに対してこれらのエネルギーを使うのかといった方針は今のところないと思います。できるだけ今から化石燃料を減らし、自然エネルギーをふやしていく中で、地球温暖化対策になるような、環境に配慮したエネルギー構造にしていくことだと思います。

(消費者行政について)

望月委員

それから、消費者の関係で、お聞きしたいんですが、県及び市町村の消費者行政活性化を図っていくということについて、市町村みずからが行う消費者の窓口、また、自立強化の取り組みに対して、どのような支援を県は計画しているのか、お聞きしたいんですが。

小松消費者安全・食育推進課長

市町村におきましては、今後、消費者行政の活性化に向けて、相談体制の整備や相談員等の研修への参加支援、また、消費者教育や啓発事業を実施していくこととしております。県では、市町村が実施をいたしますこうした事業について、基金を活用して支援していくこととしておりまして、この補正予算に計上をしております。

望月委員

市町村の職員等の教育、指導に当たるということですが、今の問題となっているオレオレ詐欺などの相談に対応していくには、高度な専門知識が必要となりますが、市町村の職員に対して、そのような専門知識を身につけさせるため、どのような内容の教育、指導、講習等を実施していくのかお聞きします。

小松消費者安全・食育推進課長

市町村に対しましては、先ごろ相談マニュアルを作成して説明会を開催したところでありますが、今おっしゃいましたように専門的なところもございますので、今後は相談業務が円滑に実施されるように、研修会の開催や県民生活センターの相談員による巡回指導、それから、市町村の職員に県民生活センターに来ていただいて、実際に相談の現場で対応を学習し

ていただくOJT研修等を行いまして、相談員の資質向上を積極的に支援してまいりたいと考えております。

望月委員 現在まで市町村職員が対応した事件や相談の中で、非常に難しい内容で問題を解決できないというような、市町村職員からの相談、報告がありましたら、その状況について教えて下さい。

小松消費者安全・食育推進課長 市町村の職員も今いろいろな現場で相談を開始しているところもございます中で、クーリングオフなどの割合簡単なものについては対応できる場所もありますけれども、あっせんを要するようなケースとか、ちょっと専門的な法律にかかわるようなものについては、県民生活センターに相談をしながら、連携をとりながら今やっていると聞いております。

望月委員 これからもこうした犯罪や詐欺等も非常に巧妙化してきまして、知識犯罪というんですか、そういう状況で、市町村の職員でも対応できない、弁護士さんや専門家を県にお願いしたいといった相談が、市町村からも県へお話があると思うんですけど、そこらはしっかりと市町村職員に対しても指導、教育、また相談に乗るといった体制をとっていただきたいと思います。

小松消費者安全・食育推進課長 毎月連絡会議を開催しておりまして、その中でさまざまな情報提供とか基金事業実施への助言等も行っております。市町村に対しましてはいろいろな機会をとらえて積極的に指導を行ってまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第21-8号 山梨県消費者行政の充実強化を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

## 質疑

(びゅあ総合フェスタについて)

仁ノ平委員

先月末、この9月議会が始まった翌日だったかと思うんですが、甲府市朝気の県立男女共同参画推進センター、愛称びゅあ総合の恒例のフェスティバルが2日間にわたって土日と開かれたわけで、私も毎年参加させていただいているんですが、県の側からの参加もあったように見受けました。参加された方がいらっしゃいましたら感想を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

河野県民生活・男女参画課長 私も参加いたしましたので、感想ということですので、若干述べさせていただきます。

男女参画推進センターのびゅあフェスタにつきましては、センターと、それからセンターを利用されている70を超える団体とが実行委員会を組織して自主的に事業内容を企画して実施してきているものでございます。私も初めて参加いたしましたけれども、多くの参加者がありまして、男女共同参画に関するワークショップ、日ごろの活動成果の発表や展示、それから物産販売など、さまざまな内容が盛り込まれた楽しいイベントでございました。

ただ、私が気がかりになったのは、男女共同参画に関するワークショップにつきましては、実行委員会からの参加の働きかけがどの程度あったのかわかりませんが、参加者が少なかったというのが気がかりでございました。たまたま同じ時間帯に1階で物産販売が行われていたことも影響しているのかなと思いましたが、もしそうであるのなら、販売コーナーの開始時間等の調整を行うなどしてワークショップ等の参加をふやす、こういった工夫も必要があるのかなということを感じました。

仁ノ平委員

私も楽しませてはいただいたんですが、課長がおっしゃるように大勢の参加者があったとも言えるんですが、毎年参加している私としては、毎年減っているな、特にことは人が少ないなという印象が正直なところでございます。

参加者の多い少ないはこの際ちょっとおいておくとしたしまして、毎年楽しませていただきながら、今回これを質問するのは、実はずっとこれでいいのかなという気持ちが毎年私にはあります。これでいいのかな、このセンターがやるフェスティバルとしてこれでいいのかな、何をやっているのか押さえが不足しているな、それが正直な私の感想なんですが、いかがでしょうか。

河野県民生活・男女参画課長 今おっしゃるのは恐らく、男女共同参画推進センターということですので、そこで行われるフェスティバルについては、男女共同参画の社会の推進にかかわる、そういった、さまざまな学習であるとか交流であるとか、こういったことを主にやるべきではないかという御意見ではないかと思うんですけれども、当然そういったことが目的にあるわけですから、時には、センターの利用者だけではなくて、ふだんセンターを利用していない男性であるとか、あるいはもっと幅広い年代の方々にも足を運んでいただいて、広く地域の皆様が男女共同参画について学び取り組んでいただくきっかけを提供するということも大切であるということで、びゅあフェスタにつきましては、こうした観点もあわせて、お祭りのような色彩も加えて実施してきたものと思われまして、びゅあ総合フェスタのあり方につきましては、センターを利用している方も、生涯学習的な趣味とか、そういった目的で利用されている方もいれば、いわゆる男女共同参画、そういった活動に取り組む方、さ

まざまでございますので、フェスタのあり方についてもそれぞれ見解とか考え方があってと思いますけれども、そういった中で必ずしも一概にどういった形がいいということも判断することはできません。ただ、先ほど申しましたように、ワークショップであるとか、活動成果の発表とか、そういう男女共同参画につままして理解を深めていただくための事業に対して参加者がしっかりと確保できると、こういった工夫をしていただく必要があると考えております。

仁ノ平委員

ふだん参加されていない方がおもしろそうだなと来てみたり、物品を売っていていいし、男性にも来てもらいたいし、楽しさがあっていいと思うんです。

ただ、先ほど申したように押さえが足りない。男女共同参画推進センターは、県の男女共同参画推進の施策の具体化、具現化の場所だと思うんですよ。ほかのお祭りとはただ同列で楽しいだけではない。課長がおっしゃったこと、全くそのとおりでいいんだけど、じゃ、どこに男女共同参画が見えるのということなんです。楽しさがあっていいし、今回の内容であっていいし、だけど、押さえも必要でしょうということが言いたいんですね。

それで、例えば開会式に、ことは少なかつたけれどもあれだけの人がいるんだから、例えば、我々が毎年いただいている男女共同参画の年次報告書のエッセンスをペーパー1枚でいいからまとめて参加者に配って、県からのPR、本県はこういうことをしています、この辺がまだ不十分なんです、皆さんの意識もここは問題ないですかと、例えば5分でも県からの参画政策についてのPRがあったっていいじゃないですか。あるいは、ワークショップを県の男女参画課が持ったっていいじゃないですか。

もっと強くアピールするものがどこかにないと、ただおもちを食べに行くとって行列になる、ただ物を買って楽しむとか、それだけじゃだめだと思うんですよ。せっかくあれだけの方が来るんだから、何をやっているかがないとマンネリ化するし、小瀬のいろんなフェスティバルと同じになってしまう。そこをしっかりと分ける何かがないと物足りないし、具現化の場所ですから。具体的にはさっき言ったような提案をぜひ実現してほしいと私は思うんですが、いかがでしょう。

河野県民生活・男女参画課長

ほかのお祭りとは区別するというのは、先ほど申しましたように、男女共同参画に関する一般のワークショップであるとか、そういった日ごろの活動の発表というか、そういったものがあるということは、ただお祭りではないということと言えます。ただ、あそこが男女共同参画推進の拠点、現場ということなので、県としてもそこへ何かしらの働きかけなり、出向いていく必要があるのではないかとということですが、県でも日ごろから県民に対しまして、講演会であるとかセミナー、あるいは啓発用のパンフレット発行、それから、男女共同参画計画にかかわる進捗状況等を示した年次報告書をお出ししております。その中で、施策の実施状況とか今後の施策の方向等の情報提供を行っておりますけれども、これは実行委員会組織でやっておりますので、もし実行委員会のほうからぜひ県にも出ていただきたいという要望がございましたら、私も県も県の施策であるとか今後の課題等につままして話をさせていただいて、今後の政策の推進に御協力もお願いをしたいというつもりでおります。

仁ノ平委員

ぜひ年間を通じてやっていることをフェスタでもやってください。ぜひ、

実行委員会からの要望がなくても、県からも実行委員会に参加して、ことは県からの時間を下さい、スペースを下さいという積極的な県からのアピールの場所がないともったいないと私は思います。どうでしょう。

河野県民生活・男女参画課長 近々フェスタの反省会等も行われるようですので、そのときに私が出席できるかどうかわかりませんが、そういったところに出向いて皆さんのお考えも聞きながら、できるだけ積極的に参加できるような形で考えていきたいと思えます。

(リニアの工事による水源枯渇について)

山下委員 きょうの山日新聞に、リニアの工事に関して、いわゆる水源がかれてしまったという記事がありましたが、県が認識している状況を報告していただければと思います。

小林企画部次長 本日の山日新聞に掲載されておりますけれども、リニアの工事が原因で水源が枯渇をしたという問題でございます。これにつきましては、笛吹市の御坂町竹居地区の簡易水道の水源が、リニアのトンネル工事の段階で、いわゆる水源の水がたまっている地中の帯水ゾーンがあるんですけれども、その部分のところへ工事が当たりまして、それによってその水源の水がトンネルのほうに流れてきてしまった。したがって、地表の川とか、そういうところの水が枯渇してきたということでございます。6月にそのような兆候があらわれまして、それにつきまして地元と協議をしながら、どのような形でその水源の対策をしていくか、あるいは補償をしていくかということについて現在協議をしていると認識しております。

山下委員 正直申しまして、きょう新聞を見て初めて知ったんだけど、6月にその協議があったということだけれど、それはリニアの推進機構から県に報告があったんですか。それとも、住民から何か県に問い合わせがあって、県が推進機構に問い合わせたのか。その辺、ちょっと教えていただきたい。

小林企画部次長 6月に地元のほうから、川の水が少なくなっている、あるいは簡易水道の貯水の量が少なくなっているという状況の報告がございまして、それをすぐ県でも、機構と、それから市の三者で調査をいたしまして、何が原因かということで対応してきました。これは機構も認めておりますが、恐らくリニアの工事によって、想定外のところにその水源があったということによりまして、その水源の水が枯渇してきたのであろうということで、その後、地元住民、地元の区と、それから市で今協議を重ねているという状況でございます。

山下委員 これは機構とよく相談する話だと思いますから、県としてはきっちり対応していただきたいんですけど、今言うように、ちょっとこれもまだ新聞だけの話ですから、要するに、今度は使っている水道水の料金も変わってくるんじゃないかなんていう話もある。何かこれだけだとわからないですけど、30年間料金を負担すると、機構が言っているということなんですけど、本当に30年間補償するなんて機構が言っているんですか。わかる範囲で結構です。

小林企画部次長 竹居地区との協議の内容に入るわけでございますけれども、現在、鉄道・運輸機構でいろいろな方法を考えているということでございますけれども、

リニアのトンネルができて、その後、水源が復旧すれば、それはそれでよろしいわけですが、そうでない場合には、今、簡易水道を使っておりまして、緊急避難的に笛吹市の上水道を今つないでいるわけです。簡易水道と上水道ですと水道料に相当差がありますので住民負担があるということになるわけですが、最終的に笛吹市の上水道につなぐということで住民の皆様方の御了解が得られるのであれば、その場合には水道料金の差等もありますので、30年間補償をしていくということも1つの考え方ということでございます。

また、水源が復旧するというケースもございます。トンネルはコンクリートで最終的には固めますので、トンネルのほうへ来ていた水が、また戻ってくるというケースも考えられますので、そうした場合にはその水源をまた利用してやっていくと。もちろん、パイプとか、そういうものの敷設等は機構のほうでやるというような方法もございます。今、その辺のところを、住民の皆さんと話し合いをしながらどういう方向にしていくかということを検討しているという段階でございます。

山下委員

大いにしっかりやっていただきたいんですけど、さあ、まだまだこれからトンネルを掘るわけですね。その辺はなかなか、今言うように、調査したんだけど、想定外のものが出てきたということのようですから、いわゆるルートは今度変えて南アルプスのほうにもトンネルを掘っていくということでございますから、同じような現象がまた出るかもしれない。その点、大変危惧するところなんだけど、その辺はどうでしょう。

小林企画部次長

JR東海あるいは鉄道・運輸機構で地形・地質調査を行いまして、おおむね問題はないということになっていきます。実際にルートを決める際には、問題がありそうなところは避けてルートはもちろん決めるんですけども、そうした場合でも、実際には、いざ工事に入る直前によく調査をしないと、ピンポイントで水脈がどうなっているとか、それはなかなかわかりづらいということもございます。したがって、今回のようなことも起こり得る可能性は当然あるわけですが、その際にも、影響が最小限になるように、工法等の工夫、あるいは住民の皆さんとの話し合いをしながら工事というものは進めていかなければならないと考えております。

(中国の商標登録出願について)

山下委員

大いによく機構と話をしていただいて、そういったことが二度と起きないような形で進めていただきたいと思えます。

それで、もう一点、中国の商標登録出願に対する件についてちょっとお聞かせをいただきたいんですけど、平成20年の8月に山梨勝沼という商標で中国で出願をされたというのが判明したということですね。それに対して山梨県が平成21年4月20日に山梨勝沼が公告されたことを確認して、いわゆる特許事務所を通して異議申し立てを7月1日にしたということでありまして、今現状、どのようになっているんですか。

末木企画課長

今委員がおっしゃいましたように、4月20日に山梨勝沼が公告されたことを確認しました。中国の法律によりますと3カ月以内に異議申し立てをしないとそのまま登録が認められてしまいますので、県としては7月1日付で中国の委託先を通してですけども異議申立書を送りまして、3日付で受理したという連絡が来ました。

- 山下委員                   それで、伺っている範囲だと、その異議申し立てをしてから、1回目の判決が出るまでに2年か3年ぐらいかかるということですが、それは本当ですか。
- 末木企画課長               今までのこういうケースで、青森だとか、ほかのケースで見ますと、大体異議申し立てから結論が出るのは二、三年かかっております。
- 山下委員                   仮に、その異議申し立てが不許可で、だめでした、要するに、中国の方にもう登録されてしまいました。そうなった場合、県ではどうするんですか。
- 末木企画課長               異議申し立てが仮に認められなかった場合は、改めてまた再審請求等をして、登録しないよう努力をしていく予定です。
- 山下委員                   ということは、また再審請求をするんですね。そうすると、また今度、異議申し立てをして、また2年か3年ぐらいたつ。要するに言えば、使わせないようにずっとそのようにしていくということなんですか。
- 末木企画課長               法律の手續上はそういう相手に権利を認められないような努力をするんですけれども、全般的に中国でも最近商標について非常に保護に力を入れています。知事も非常にこの点については心配してまして、8月に中国の在日大使館を訪問しまして、中国の崔天凱大使に対してそういう要請もしております。また、日中の政府間の交渉でも非常に今進んでおりまして、中国当局と日本で覚書なんかをしまして、そういう点で、商標権、著作権の保護について強化する方向でやっていますので、多分いい方向で認められるのではないかと期待をしております。
- 山下委員                   本当に、政府筋、特に外務省なのか、商標は特許庁ですから経済産業省になるかな、その辺に、県としてもやっぱり大いに、これは山梨県だけの話ではなく、全国の話だと思いますから、本当に一遍オーケーになってしまえば大きな騒ぎでございますから、もうおわかりのとおり、ラベルを持っていけばみんなこれは違法だと言われてしまうわけですから、ここは本当に頑張りどころだと思います。結局結論が出るまで2年3年あるわけですから、ここをしっかりと政府に対して県として対応していただきたいなと思います。
- それで、今言うように、山梨勝沼というのが出ていますけれども、当然それ以外にも、山梨とか、甲州とか、甲斐とか、いわゆるどう見ても山梨県の地名に関するものはほかに確認されていないのでしょうか。
- 末木企画課長               6月に、漢字文化圏、ですから、中国、台湾、香港、マカオの4カ国で、山梨、甲州、甲斐を含むような商標があるかどうか、専門の機関にお願いして調査を行ったところですが、それについては商標は発見されなかった状況であります。
- 山下委員                   これはどうやって見つけるんですかね。要するに言えばですよ、登録の申請の方法がきつとあるんでしょう。それをずっと毎日、インターネットなのか何なのかわかりませんが見えていって、おお、うちのが使われていると、山梨県が出ていると初めてそこでわかって申請をかけるという格好なんですかね。それとも、山梨県のものを使いますからといったような、

何か通告が来るんですかね。そんなことは多分ないと思いますけれど。

末木企画課長　　これは非常に大変でして、公告については週1回、出願についても月1回、中国商標局のホームページで、非常に膨大な量ですけれども、それを職員がチェックしていきまして、それで、確認次第、先ほども言いましたとおり、異議申し立て等の対応をとるといったことをやっております。

山下委員　　おわかりのとおり、とんでもない話なんですよ。こういうところも政府に対してきっちり言っていかなきゃ。こんなものをずっと毎日、毎週毎週膨大な量を見ていくわけですよ。これはもう少し政府も本当に考えていかなければいけないと思いますから、こういうところもぜひとも大いに努力していただきたいところがございますので、最後に企画部長から一言お願いします。

中澤企画部長　　今委員がおっしゃるとおりでございます。これは山梨県だけの問題ではなくて日本全国の問題で、実際に、青森でありますとか鹿児島でありますとか、いろんなところに既にそういったことで異議申し立てを行っていて、登録は認められなかったということで見通しはあると思うんですけれども、私も、本年5月、国への要望事項がございましたときに、外務省と特許庁にも行ってまいりまして、担当の方とお会いして、いろいろこういう問題があっ困っているという話をさせていただきました。特許庁とか外務省でもこういったことについて非常に興味を持っておりまして、いろんなアドバイスもいただきました。

また、8月には知事と一緒に、中国大使のところにも行ってお願いをしてまいりました。中国の大使さんたちも非常に御理解を示していただきまして、早速本国へ話をするとおっしゃっていただいております。

基本的には中国でも、日本の地名を関係ない方が先に登録して、要するに、それは故意というか、商売でやるわけではないと思うので、そういったものについては非常に厳しく対応していくようだと聞いておりますので一安心しておりますけれども、そうはいつてもまだわかりませんので、今後とも、外務省や特許庁などを通じて、日本全体として、全国と一緒に行動をしていくということが必要だと思います。そういうことで、一生懸命やっていきたいと思っております。

主な質疑等　　警察本部関係

第100号　山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第104号　平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

## 質疑

望月委員

(振り込め詐欺対策広報啓発用DVD制作委託費について)

防犯運動費の310万円についてお伺いします。

振り込め詐欺対策広報啓発用DVD制作委託費とありますが、現在の経済不況等も含めた中でこうした振り込め詐欺犯罪がまだ増加しているというような状況も含めまして、これについてのDVDを作成し、県民にそうした周知徹底をするということ恐らく対策をとっていると思うんですが、その中で、DVDをつくる必要性をお聞きしまして、そうした振り込め詐欺の犯罪をなくしたいということですが、市町村とか被害者に対するDVDの貸し出し等に関して、市町村等とどのように連携をとるのか、また、各警察署とどのように連携をとるのか、お伺いします。

武川生活安全企画課長 それでは、振り込め詐欺の概要から説明させていただきます。

県内における振り込め詐欺の被害につきましては、平成15年5月に最初のものが発生いたしております。これはオレオレ詐欺と言われておりましたが、それ以来、現在まで6年半にわたって被害が続いておる状況であります。形態も、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺と変化させたり、だましの手口につきましても、当初は金融機関から振り込みをさせるという方法でありましたけれども、オレオレ詐欺につきましては、郵便のエクスパックや宅配便を用いたもの、また、事前に被害者の自宅に銀行協会等の職員を名乗って電話をしておき、その直後に出向いて、複数のキャッシュカードを1枚に統一するなど申し向けて暗証番号を聞き出してから、カードをだまし取りATMから現金をおろす手口など、このような、次から次へと巧妙化させております。

県内の振り込め詐欺の被害額は、平成16年以降毎年、昨年まで5年連続して1億円を突破している状況にあります。ことしに入りましても、9月末現在の発生状況を見ますと、件数は33件で、前年同期に比べて37件の減少となり、半減してはいますが、被害額は4,000万円を超えるなど、依然として県民の貴重な財産が奪い取られている現状にあります。

こうした被害状況を見ますと、まさに振り込め詐欺は、ごく普通の日常生活を送っているだれもが多額の財産的被害に遭う危険性があるわけで、いつ被害者になるかもしれない不安感とともに県民の日常生活を脅かす極めて憂慮すべき状況になっております。

また、振り込め詐欺は、財産的被害にとどまらず、人の善意を逆手にとった、人の情愛につけ込んだ卑劣な犯行であります。このため、被害に遭った人の落ち込みようも想像できると思いますが、関係者の精神的被害が非常に大きく、許すことのできない悪質な犯罪でもあります。

こういった状況を踏まえて、DVDをつくる必要性について説明をさせていただきます。

これまで全国警察では、官民一体となって振り込め詐欺を撲滅するための取り組みを推進しております。県警察では昨年6月に山梨県警察振り込め詐欺対策室を設置して取り締まりを強化しております。また、ホームページ、ふじ君安心メールとか、交番・駐在所のミニ広報誌、それから、山梨県が行っている県政出張講座、各種の防犯講話やイベントにおける広報啓発も行っております。

それから、市町村等に御協力いただきながら、市町村の広報誌、あるいは防災無線、また、ケーブルテレビ等による注意喚起、自主防犯ボランティア

によるアドバイス等についてもお願いをしております。

また、金融機関では独自にＡＴＭで注意喚起を促す表示を講じていただいておりますし、ことしの２月には、金融機関を初め、高齢者と直接接することの多い関係機関、団体と「山梨県振り込め詐欺撲滅ネットワーク」を構築いたしましたして、広く県民に振り込め詐欺の被害防止を呼びかけております。

しかし、こうした広報啓発にもかかわらず、先ほど説明いたしましたように、ことし９月末現在で被害額が４，０００万円を超えるという厳しい状況になっております。このため、こうした広報に接したことのない県民の方、つまり各種の会合にも足を運ばないとか、地域のいろいろな活動にも出ていないため、なかなか情報が伝わらないという方々にも広く被害防止を訴える必要があると考えております。

それから、犯行グループの巧みな手口によりまして、被害者がすっかりだまされてしまい、相手側の術中に落ちて冷静な判断能力を失って被害に遭うことも多くあると思いますので、それに耐えられるように、あらゆる手口のパターンを知識として学んでもらうことが必要だと考えております。

このため、広く県民に被害防止を訴える、また、県民に振り込め詐欺に対する抵抗力をつけていただくために、振り込め詐欺被害防止のＤＶＤをつくる必要があると考えております。

また、各市町村の窓口ということでありまして、先ほど説明いたしました各種団体、金融機関とつくっている山梨県振り込め詐欺撲滅ネットワーク、これには県とか国の機関も入っております。あと、市町村につきましてもこれから検討するなどいたしますとともに、金融機関、病院、交通機関などで高齢者や多くの県民が訪れる場所に協力をお願いしたいと考えております。

#### 望月委員

今日までのテレビ、新聞等を見ると、犯罪を食いとめたという状況を耳にします。金融機関とか、また、コンビニなどで詐欺に遭う前に、振り込みをする手前でとめたという事例が大分出ています。そうした中で、県民の安全・安心を確立してもらうためにもこのＤＶＤの作成をしていくことと思いますが、特にＤＶＤの作成に当たってどのような効果を期待しながら、制作を委託するのか、内容的なものもわかりましたらお願いします。

武川生活安全企画課長 振り込め詐欺の犯人につきましては、例えばオレオレ詐欺であれば、事前に身内を装いまして、携帯電話番号を変えたなどと連絡をし、これを信じた被害者に対しては、また後日、再度言葉巧みに電話を入れまして、時間がないからすぐに振り込んでもらいたいなどと言って懇願してくるわけがあります。

こうした電話により冷静な判断能力を失った被害者の実例を説明したいと思っておりますけれども、金融機関の職員が振り込め詐欺ではないですかと不審に思って２時間くらいにわたって説得しても聞き入れずに振り込んでしまったケースもあります。また、それほど長い間の説得ではありませんけれども、相手の方が、「本当だから」とか、「絶対に息子だから」と言って、金融機関職員の説得とか、あるいは制止を振り切って送金したようなケースなどがあります。

また、振り込みの場所につきましては、金融機関店舗のＡＴＭ、それから窓口といったところが多く、全体の約９割を占めていることから、最後のとりでとして、金融機関の窓口、それから店舗のＡＴＭにおける水際対策も重要ではないかと考えております。

DVDにつきましては、こうした被害状況を生々しく伝えるとともに、注意すべきポイント、また、本県の被害状態や実例を、可能であれば、被害に遭った方のアドバイス等を踏まえまして紹介をしたいと思います。それから、あと、預金通帳とか携帯電話など犯行の道具として使われるものについても周知を盛り込んだ内容として、高齢者がオレオレ詐欺で大事なお金をだまし取られないため、また、事業を営んでいる方が冷静な判断のもとに融資保証金詐欺に遭わない、あるいは架空請求とか還付金詐欺の被害にも遭わない、こういった総合的な内容で委託により制作したいと考えております。

それから、効果につきましては、これまでいろいろあの手この手を使って広報啓発を行っております。こういった警察あるいはそのほかの各団体で行っている広報啓発活動以外の場においても、県民が振り込め詐欺被害の防止について、このDVDで恒常的に視聴をすることができる機会がふえると思います。こういった機会を通じまして振り込め詐欺に対する知識を十分習得することが可能になると思いますので、これまでの活動に加えて大きな広報啓発の効果が得られ、振り込め詐欺の被害防止につながるものと考えております。

また、金融機関にも協力を求めたいと思っておりますので、金融機関の窓口職員等につきましても、こうしたDVDの視聴によりまして、具体的な振り込め詐欺のだましの手口とか、あるいは金融機関を訪れる被害者の心理状態等がわかるのではないかと思いますので、振り込め詐欺被害の水際によるさらなる防止が期待できるものと考えております。

望月委員

今の説明で、大体的内容的なもの、それからDVDの効果的なもの、わかりましたが、特にこの振り込め詐欺、これだけ警察官の皆さんが本当に御尽力をいただいて周知徹底を県民に訴えている中で、なおかつこうした事案がふえているということの中で、特に高齢者とか女性の方を対象にした巧妙な手口の振り込め詐欺等もまだまだこれから経済事情も悪い中でふえてくるんじゃないかと思うんですけど、DVDをせっかく作成してもらいますから、やはりそういった高齢者とか女性の方にも行き届くような徹底した周知をお願いしたいと思います。

棚本委員

いつも言うとおり、本当に交通や刑事や生活部分も含めて県警察が実態でうまく回ってくれるからこそ、治安が最近非常よくなっているという感想は率直に思っております。

先ほど、9月末で33件、被害額4,000万円という生活安全企画課長からのお話でございました。一部夏の報道によりますと、全国的には対前月比、30%ふえたという中で、この振り込め詐欺につきましても県警察が力を入れた成果だということを確認した上で、2つお尋ねをいたします。

1つは、この33件4,000万円という数字は、全国的にはどのくらいの位置づけなんでしょうか。

山口捜査第二課長

8月末現在ということで1カ月前の数字ではありませんけれども、全国では、認知件数は全体で5,213件、それから、被害金額としては65億7,000万円ということになりますので、割合的には非常に低いということになりますけれども、減少率といった部分から見ますと、それほど山梨は減っていないというのが現状でございます。

棚本委員

新しい振り込め詐欺の手口への対応について、何かお考えがあったらお聞

きしたいと思います。

山口捜査第二課長 振り込め詐欺には、オレオレ詐欺、それから架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺、4つの類型があります。最近は、この4つの類型から外れたものという新しいものというのはいないんですけども、ただ、1つ例を挙げれば、オレオレ詐欺で言えば、会話の中で声が違うねと被害者から問いかけられると、新型インフルエンザにかかったからというようなことを言ったりとか、最近のトピックに合わせたような受け答えをするというようなことがありますので、これは広報啓発を随時行って注意喚起を図っていくしか方法はないかなと考えております。

棚本委員 前から私が主張してきました富士吉田署の自殺関係につきましては、けさの新聞報道でも県防犯協会が県の委託を受けて実施するとか、さまざまな取り組みで、本当に富士吉田署で膨大な業務を抱えていながらも、全県の警察のこういう推進の中で多くの命が保護されて救われたということは、本人はもちろん、家族もちろん、職場も含めて、周りの多くの命を救っているという、こういう認識でありますので、今後ともこの部分につきましても推進されますようお願いをいたします。

#### 所管事項

質疑 なし

主な質疑等 総務部、出納局、人事委員事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

第91号 山梨県公立大学法人評価委員会条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第92号 山梨県高校生修学支援基金条例制定の件

質疑

山下委員 1点教えていただきたいんですけど、この基金を創設するのは、要は今度の緊急経済対策の14兆円の3年分というか、そういうものが見立てられるということなんでしょうかね。

鈴木私学文書課長 国の補正で盛られたものでございます。

山下委員 余り先の話は言いたくないんですけど、どうなるかわからないですよ。正直言って。これから後でやるんですけど、もし来年度以降積み立てたものを返還しなさいと言われたときに、ここの部分を県の一般会計か何かに入れてこの事業を執行するようにするんですか。教えてください。

鈴木私学文書課長　今回、内示がありました3,200万円につきましては、国の予定している3分の1相当分ですので、ほぼ本年度分ということになりまして、本年度分については今年度末に精算して執行することになります。

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第113号　町の廃置分合の件

質疑　なし

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第93号　富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

質疑

(増穂町と鯉沢町の合併について)

白壁委員　けさの朝日新聞、それと読売新聞に、増穂町と鯉沢町の合併の関係について、県を相手取って提訴するなんてというのが、載っておりました。実は、要望書という形で私と委員長あてに、これは公式じゃないんですが来ております。この内容を見ますと、いわゆる合併に反対する方々がこういう文面を出して、近々、甲府地裁に訴えを起こすというようなことが書いてあるんですが、例えば合併協があり、合併協で決定したものを、2町で話し合う、いわゆる議会で議決をかけて、それが今度上に上がっていくものですから正規な形なわけですけど、ただ、ここまで書かれたり新聞に書いたり、要望書という形で非公式であっても名指しで持ってこられると、やはりこういうところでひとつただしておかなければということでございますので、この点について、市町村課として御存じだったでしょうか。

青柳市町村課長　新聞報道等でも承知をしておりますし、要望書につきましても拝見をさせていただいておりますので、承知はいたしております。

白壁委員　甲府地裁に県を相手取って提訴すると書いてあるんですけど、提訴された場合は、県としてどういう対応をとるのでしょうか。

青柳市町村課長　現時点におきましては、まだ甲府地方裁判所に訴訟が提起されたのか、あるいは受理をされたのか、承知をしておりません。訴訟の内容につきましても、要望書にあります合併決定処分の差しとめ請求ということしかわかっておりませんのでコメントはできかねるのですが、いずれにせよ裁判所から訴状が送達された場合には訴訟内容を確認いたしまして、適正に対処してまいりたいと考えております。

白壁委員　こういうことが新聞紙上で騒がれるということは、合併は悪いんだと、反

対の方々ですからそういう話になるんでしょうけど、これ以上の話はいけません。受けなければわかりませんし、今現状として法律の中にのっっているものですから、これ以上の話もできないと思うんですね。

総務部長、最後にちょっと話をまとめていただけますでしょうか。

古賀総務部長

我々は、まだ訴状も受け取っておりませんし、そういう点では内容も精査ももちろんいたしておりませんので、確たることを申し上げられる状況ではないんですけど、あくまで一般論ということでお聞きをいただきたいんですけども、いわゆる市町村合併についての差しとめ訴訟ということにつきましては、過去にも全国的に例がないわけではございませんで、これにつきましては過去、最高裁の昭和30年の判例というのがございまして、これは、市町村の住民は、都道府県知事が定めた市町村合併の取り消しを求める法律上の利益を有しないという判決になっております。これは、言葉をかえますと、合併ということは市町村民個人に対する処分というものではなくて、あくまでも、合併という行政行為の反射的な効果が個人に及んでいるというだけなので、個人として合併を差しとめるという原告適格については、有していないというのが過去の判例になっております。

ですので、基本的には、この判例というものが基本になるものとは我々も考えておりますけれども、いずれ私どもといたしましては、今回のこの廃置分合議案につきましては、これはきちんと適法に両町の議会において議決がなされて、県に申請もされて、適正に行われております。したがって、裁判所での何らかの決定というものが、あるいは命令というようなものが出されない限り、これは法令にのっって粛々と手続を進めていくべきものという認識を持っております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第98号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑

(消防法の改正について)

竹越委員

どういう意味で消防法が改正をされたのか、改正の中身を含めて御説明を願いたいと思います。

堀内消防防災課長

本年5月に改正されました消防法の改正の背景につきましては、救急搬送において搬送先医療機関が速やかに決まらない事案、要するに救急車が適正な病院、医療機関を探すのに非常に手間がかかってしまう事案が生じています。マスコミ等ではよく、たらい回しというような言い方もされたことがあるんですが、救急車のほうに傷病者を収容したんですが、医療機関にたどり着くのに、受け入れていただける医療機関がすぐに見つからないというような事例がございます。そういった背景もございまして、それ以外もそういった要因があるんですが、救急車が現実に病院に収容するまでの時間が、ここ10年延び続けているという現状がございます。そういったことを改善するために、消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組み、あるいはそれ

が円滑に実施されるためのルールづくりが必要だという判断で、国は消防法を改正いたしました。

具体的な改正につきましては、県においてそのための医療機関や消防機関からのメンバーを集めました協議会を設置し、そこで協議した結果を知事に具申すると。そして、都道府県において実施基準を定めなさいということとなっています。

竹越委員

それで、説明されたことはわかっていたんですけども、消防法の中で、例えば実態としてたらい回しのようなことがあるときに、医療機関のほうは搬送されたら受け入れなければならないとか、何かそういう意味での改正もあるんですか。義務化という意味の改正も含まれているのかどうかを聞きたいんですが。

堀内消防防災課長

実施基準というもののの中に、消防機関や医療機関がその実施基準に基づいて、どんなことをすればいいかということがありますが、実は実施基準の細かな内容につきましては、国が一応ガイドラインというものを今後示していただけるということになっております。詳細については、そういうものを見ないとちょっとお答えができないんですが、消防機関については実施基準を遵守していただきたい、医療機関については、民間等もございますので基本的には尊重していただきたいというようなお話を現在のところでは伺っておりますが、まだ国のガイドライン等が出ておりませんので、詳細については承知をしておりません。

竹越委員

たらい回しの要因というのは、多分いろいろあると思うのであります。ただ、私が承知しているのが、もちろん若干荒っぽい感じで受け入れを拒否というのか、よそへ行ってくれということがあるかもしれないけど、いろいろニュースなどを聞いたりして総合的に見ると、やっぱり受け入れるほうに受け入れの能力が必ずしも十分ないと。だから、悪いけど他の医療機関に行ってくれというところが多分一番多いんだと思うのです。ですから、もちろん協議をして調整をする場は大変大事であって、その基準をつくることも大事なんですけれども、もっと肝心なところがあると思います。これはここで議論するのではないかもしれませんが、しかし、関連があるからあえて言えば、やっぱり救急の医療、医療体制により問題があるのかなと思います。そういう意味で、もちろんこの医療機関の関係者もこの協議会の中に十分入るのでありましようが、その前提として、救急医療、受け入れの医療体制をどう整備するのか、現実にはかなり問題があるから、例えば峡南では新たな体制をつくらうなんていうこともやっておるの聞いておりますけども、そういう動きと具体的にどういう連携をとろうと消防の立場で考えておられるのか、お聞きをしたいのであります。

堀内消防防災課長

医療機関の体制ということにつきましては、福祉保健部の所管でありますので私のほうから詳細には答えられないんですが、消防の立場から申し上げますと、受け入れがなかなか困難であった理由として、委員がおっしゃったように強制的にということよりも、専門外である、あるいはお医者さんの数が限られているために、既にほかの処置をしていてそちらへ手が回らない、そういった理由、あるいはベッドが満床であったという理由なども実際には挙げられております。そういった現状もありますので、医療関係者、それから、消防機関でよく協議の場を設けると同時に、私どもも、福祉

保健部医務課サイドになりますが、よく連携をとりまして検討を進めてまいりたいと考えております。

竹越委員

さらにいえば、救急のほうも大変繁忙だということなのですが、救急の搬送の課題が、例えば救急の出動、患者から依頼があつて出動するとき、病状からして三次医療機関に搬送すればいいのか、二次医療機関に搬送すればいいのかという判断も大変大事ではないですか。山梨では余りないんでしょうけども、中には本当に軽い疾病でも救急車を依頼して、極端に言えばタクシーがわりのようなことがあると、そんなところで仕分けもすべきだという話があつて、他県ではそういうルールづくりみたいなものも検討されておる、あるいは実施しているところも聞いたことがありますけど、そういう点もこの中で論議されるのでありましようか。

堀内消防防災課長

委員のおっしゃったように、いわゆるタクシーがわりに救急車が使われているのではないかということは、私どもの消防のほうも大きな課題として抱えております。それにつきましては、初期、それから、二次、三次という形で、大抵ですと救急車で運びますと二次医療機関へ運ぶことが多くて、逆に医療機関のほうでも、それで患者数が多くなってしまうために次の患者さんが受け入れられないというような事態にもなっております。そういったことで、比較的軽症の方については、どうするかということも当然課題になってくると思いますので、まだ出ておりませんが、国のガイドラインというものも見まして検討を進めてまいりたいと考えております。

棚本委員

本当に、消防と医療の連携の推進というのは、私ども国民にとって長い間の課題でもありましたし、やはり何よりも命の問題でありますから、やはり命の問題が行政の最高の問題でありますし、何よりも優先されるという認識を持っております。そこで、この消防法の改正によりまして、この問題、進むことは非常に有益なことだと承知をしております。

先ほど来のやりとりの中で、搬送の医療機関の決定の遅さとか、あるいは搬送の時間の長さという問題点が出てきましたが、山梨県の現況というのは、どのように把握しておられますか。

堀内消防防災課長

消防から医療機関のほうへ収容するまでの平均所要時間というのが全国統計によると、全国では、平成9年と、それから平成19年の数字を比べてございます。全国では平成9年のときに通報から医療機関までの収容所要時間が26.0分でした。このときに、本県は27.8分でした。平成19年、10年後でございますが、全国では33.4分という形で時間がやはりかかるようになってしまいました。本県は、32.9分という数字になってございます。本県においてもやはり所要時間が延びているという現状がございます。全国より平均を上回る形で少し改善はされたとは思っておりますが、やはり延びているという現状は憂慮すべきものと考えて、これからも1分1秒短縮できるように、各消防本部においても努力をしているというところでございます。

棚本委員

もう一つ、先ほどの話にもございましたが、委員数25人以内という定数を想定されておられるようでありまして、委員の要件というのも条例案の中に書いてありますが、何となく消防機関の委員とか医療機関の管理者とかあるんですが、この条例制定後に想定しておられる具体的な、例えばこういう

ところから委員を募るんだといった、具体的な構想は何かお持ちですか。

堀内消防防災課長 委員の要件につきましては、消防法に定めてある要件をそのまま記載してございますが、実際に委員を、どの医療関係者をどの程度というようなことにつきましても、実は国のガイドラインで示される予定でございます。それらを踏まえて具体的な人選というか、委員の決定をしたいと思っておりますが、医療関係者につきましては、救急医療関係の病院の責任ある方というようなことを考えております。消防機関についても、消防長さんというよりは実際の現場の責任者クラスになるのかなということを今現在は考えておりますが、詳細については、国のガイドライン等を見て決めていきたいと考えています。

棚本委員 わかりました。また国のガイドラインが示されたときには、本県の独特の現実の医療再生計画の中で、峡南ですとか富士・東部とか、いろんな想定も出ておりますから、本県独特の医療の現況もありますから、その辺も踏まえながらしっかりとお願いします。それから、一消防本部構想も今進んでいるはずでありますから、この辺もいろいろな統計をにらみながら、実情把握できる委員構成をお願いしたいと思っております。

そして、消防と医療の連携の推進の中で、せっかく山梨県でも条例制定したら、これだけは具体的に推進をしたいというようなお考えがありましたらお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

堀内消防防災課長 実施基準の内容につきましては、また国のガイドラインが示されてからということになりますが、私ども消防の立場から申し上げますれば、医療関係者から、実際に患者さんに当たった場合に、その症状の患者さんを、どんな種類の病院、どこで受け取ってもらえるかということをご示していただきたいと考えております。その上で、そういった決められた病院では、ベッドが満床というような状況もあるのかもしれませんが、その患者さんを必ず受け入れられるような体制をつくっていくための調整、協議というものを進めていきたいと考えています。そうしませんと、問題が解消していかないと考えております。詳細につきましては、ガイドライン等を見て今後検討させていただきたいと思っております。

棚本委員 わかりました。この条例制定ということが県民にわかってきますと、当然ながら県民もこの条例制定後には、しっかりとした医療と消防の推進体制が確立されると思いがちなのが一般でありますし、また、それでなければ条例制定をした意味もないと思っておりますので、その点、名実ともに、実効性のある条例となりますように、要望ということではありませんけど、考えを示しまして質問を終わらせていただきます。最後に総務部長から、コメントをよろしく願いをいたします。

古賀総務部長 この問題につきましては、いわゆるたらい回しということ踏まえて全国的に大変な関心も呼びまして、それで、本県においても、医師不足とか、いろいろな問題が県民の関心を集める中でということございましたので、私どもも一応、今回の法改正を受けて、こういう協議会を設けてしっかりとした基準をつくっていききたいと思っております。

それで、具体的な成果としては、先ほど申し上げましたような受け入れまでの時間をいかに短縮するかということ、そして、いわゆるたらい回し

の照会の件数、医療機関に何件照会したけれども拒否されたという、これが、他県なんかでは10回以上も拒否をされてというようなことも問題になっています。本県の場合には、実は、10回ということはないんですけども、最高でいいますと9回照会をされたという例があったというのは、反省をすべきことかなと思います。けれども、こういう照会が何度もなされないといけないと受け入れ機関が決まらないということは、それはそのまま、受け入れまでの時間が長くかかってしまうということになりますので、ここをいかに短縮して、実際に、照会、通報から医療機関の収容までの所要時間を短縮につなげていくかということだと思います。これについてはきちんと、医療機関、現場と問題、課題なんかも含めてすり合わせ、協議を行った上でしっかりした基準をつくって、そして、もし医療現場できちんと円滑に受け入れをしていくに当たっての具体的な問題点等々がありましたら、その解決に向けて何をすべきかということについては、これはまた政策議論としてしっかり議論をしていって進めていくというものだと思っておりますので、我々としても重く受けとめて、しっかりこの協議を速やかに進めてまいりたいと思っております。

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第104号           平成二十一年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

(法人税等の償還金について)

望月委員           法人税等の償還金について、昨年来の世界経済不況におきまして法人企業等も大分厳しい状況であります。この中で、当初償還金を32億円を計上したということですが、今回の補正でまた12億7,200万円ということですが、この償還対象になる法人企業数がわかりましたら教えてもらっていますか。

望月税務課長       今年度8月末までの法人二税の償還件数が1,222社ございまして、昨年の8月までが1,117社で、105社ほど上回っております。件数的には105社程度でございますが、主要法人が多いものですから、一件一件の還付額が大きいということでこういう補正になったものでございます。

望月委員           相当金額の多い企業もあるということですが、償還金の金額と、どの企業が最高の償還金となるか、教えてもらえますか。

望月税務課長       昨年の中間納付で10億円以上入ったところが3月決算でほぼゼロということになりまして、最高10億円というところがございます。申し訳ありませんが固有名詞は出せません。

- 望月委員 今聞きますと、県税収入等も非常に厳しい状況になってきている中がございますけど、これは景気との関係もございますからやむを得ないこともあるかもしれないですけど、税の公平感というのもありますので、その点よく研究して欲しいと思います。それで、補正まで入れると約45億円の償還金等になりますが、これは、過去の山梨県の状況と比較してみて、この大きさについてはどうですか。
- 望月税務課長 過去、平成11年度に25億円という償還がございました。それが今までの最高でございまして、今回の45億円というのはそれを上回しまして、過去最高ということになると思います。昨年秋以降、急激に景気が悪化した影響というのがここに出ているものと考えております。
- 望月委員 平成21年度の県税収入見込みは、いつごろ固まってくるのかお聞きします。
- 望月税務課長 今年度3月決算法人の中間納付が11月末に出そろいますが、それを集計しまして12月中旬ぐらいに11月末の状況がわかりますので、それをもとに最終的に算定をする予定になっております。
- (住宅用の火災警報器設置について)
- 望月委員 消防振興費の中の住宅用の火災警報器拡大キャンペーンということで500万円余が出ていますわけですけど、この火災報知器の設置基準の義務化というもの、新築の場合は恐らく今もう設置していなければ建築確認もされない状況ではないかと思うんですけど、恐らくこれは既存の住宅に対しての設置基準ではないかと思います。平成23年度には一応義務化して既存の建築物にもつけるのでございますが、山梨県でも高齢化が進んでいる山間地とか、また、老朽化した建築物についても恐らく全部の既存建築に対する制度ではないかと思いますが、建築物に対する基準制度とか、また、義務化とか、そういうものの内容がある程度あるのかどうか、お聞きしたいんですけど。
- 堀内消防防災課長 委員のおっしゃったとおり、新築のものにつきましては平成18年の6月から全国共通で義務化ということでございまして、建築確認がおりないということになっております。ですが、既存のものについては適用するには時間がかかりますので、それぞれの市町村の条例で、あるいは消防本部の条例で決めてくださいということで、全国一律ではございません。本県では一律に平成23年の6月1日までにやっていただきたいということで条例化をされてございます。実際どういう建物が対象になるかというのは、そこははっきりとは書いてないんですが、いわゆる住居に供する建物という形での決め方になっていると思います。
- 望月委員 特に高齢者の方の住宅がそうだと思うんですけど、火災警報器を天井へつける場合、多分天井だと思うんですけど、そのときに、つける技術的なこととか労力とか、高齢者にはちょっと大変というようなことも聞いているんですけど、消防、また、市町村の対応についてどう考えますか。それから、もう一点は、今心配するのが、何かにつけて、消火器のときもそうだったんですけど、おれおれ詐欺的なもの、消防署とか警察官とか市町村の関係とかといって、高齢者とか、また、弱者の人たちを詐欺的な犯罪に巻き込むといった状況も起こりうると思われそうですが、それへの対応もどう考えているか伺い

ます。

堀内消防防災課長 各市町村がそれぞれ制度をつくりまして、例えばひとり暮らしの老人の方とか、あるいは特定市町村では全戸に配布するというような形で、そういうのも市町村でできるだけ配布できるようなことをやっております。それは、それぞれの市町村の施策によりますので全部が全部ということではございません。中には福祉サイドからの、いわゆる生活弱者の方についてのみ給付をするというようなこともやっていると聞いております。

それから、悪質な訪問販売のことにつきましては、御指摘のとおり、やはり全国でも義務化されて以来、そういった事例がございます。本県の場合も、県民生活センターですから県民室の所管になりますが、ここ1年ぐらいの間に4件ぐらいの、問い合わせがあったということを知っています。したがって、県民生活センターなどとも連携をしながら、注意を呼びかけてまいりたいと考えております。

望月委員 一般的に売っているものを個人が自由に行ってつけるというようなことも知っているんですけど、基本的には3,000円から5,000円ぐらいの金額で購入できるんじゃないかというけど、今言った弱者の家庭、また、高齢者の家庭に対する取り付け人件費の費用とか、また、購入費の多少の補助金というか、そういう制度的なものもあるんですか。その点について聞きたいんですが。

堀内消防防災課長 委員のおっしゃるとおり、物によってでございますが、今、ホームセンターなどで確かに3,000円とか5,000円というお値段で購入ができるようになっております。

ただ、各消防本部、特に甲府地区の消防本部などで呼びかけておりますのは、自治会等で一括して共同購入をして配付するというような形になると費用も安くなるし、その自治会内でなかなか取り付けが大変な方については、お互い協力し合って天井に取り付けましょうというようなことで、やっているようなことも聞いてございます。

市町村のそういったきめ細かな取り組みを期待したいと思っておりますので、それについてもまたいろんな会議等を通じて、消防本部、市町村にもそういった呼びかけをしていきたいと考えてございます。

望月委員 せっかくこうしたキャンペーン事業で義務化した火災報知器というものをつけるわけですが、県民、特に弱者に対して気を使っただきながら、マスコミを使ったり、また、あらゆる手段を使って周知徹底というものをしっかりとお願いします。

(住民基本台帳カード拡大キャンペーンについて)

竹越委員 もう一つのキャンペーン事業である、住民基本台帳、いわゆる住基カードの拡大キャンペーンですが、キャンペーンのやり方はどういう内容でやるのでしょうか。結構大きい事業ですね、事業費も1,000万円ありますから。キャンペーンの方法を述べてください。

青柳市町村課長 本事業でありますけれども、民間への委託事業という形をとらせていただきたいと思います。県下のショッピングセンター等、あるいは人の多く集まるところに広告会社等でキャンペーンをしていただくという形をとってお

りまして、具体的には直接住民の方に呼びかけていただくと。これまで、ポスター、リーフレット等、あるいはテレビ、ラジオ等で周知を図ってまいりましたけれども、やはり十分認知されていないということがございましたので、どういう使い道があるのかも含めて、直接呼びかける形で啓発を行ってまいりたいという点が1点と、それから、身分証明書として使う場合には顔写真が必要になるわけなんですけど、その顔写真を撮るということをその場で提供させていただいて、あわせて市町村への申請もできるような申請書の用紙をその場で全市町村分を持って行って配付していただくという形で、一層の普及啓発を図りたいと考えております。

竹越委員

直接呼びかけるということなんですけど、山梨は狭くても結構広いですから、どこでどのように呼びかけるのかな。どこでというのは、百貨店などがあるんですけど、何カ所ぐらいでやるのか教えてください。

青柳市町村課長

特に人出の多い週末、金、土、日を重点的に実施する予定でございますけれども、県内のショッピングセンター、それから、免許センター等の人が集まる場所40カ所を計画してございます。

竹越委員

たしか緊急雇用対策という形でありましたから、そういう意味で、大勢の方を動員してというか、働けるのは雇用の面で大変意味があると思います。ただ、ちょっと気になるのが、きょうこの中にいる方で住民基本台帳カードを持っている方、どのくらいいるのでしょうかね。結構持っていない方もいるんですね。なぜ持っていないかと。これも県議会でも何回も議論をされておまして、本会議でもやっております。委員会でもやっております。もう何年前でしょうか。電子自治体なんていうところかな。山梨県全体では相当の予算をつぎ込んで、国から助成金もあったんでしょ、かなりつぎ込んでやったんだけど、別に住基カードだけが目的じゃなかったわけでありまして、500円の手数料が今は無料になっております。市町村で発行しているんですかね。無料はいつからですか。また、無料になる前の普及率と、無料になった後の普及率がどのくらいになっているのか、教えてください。

青柳市町村課長

県下の住基カードの取得状況ということでございますけれども、本年の4月から全県下市町村で交付手数料500円が無料化ということでございます。本年3月末の段階では、県下の平均で2.05%という数字でございます。直近の8月末の数字でございますけれども、2.62%ということで、伸びてはいるのですが、さらに普及を図ってまいりたいということでこの事業を計画いたしました。

竹越委員

私も何年か前に500円払っていただきました。有効に使ったことは一回もありません。

このところ、郵便局等で貯金などをするとき、免許証や保険証などの身分証明書を見せてくださいと言われますが、住基カードと言われたことは一回もありません。住基カードは持ち歩きませんから。免許証はいつも持っていますから、身分証明のときに僕は大体免許証なんかでやるんですけどね。

あと、実際に住基カードを持っていてよかったなと思ったことがないんです。電子申請をしたことが私はありませんから、そういう電子申請なん

かをされている方はそれがなければ基本的にはできないようなんですけど、実際に持っている方がどれくらい有効に使っているのかなど。2.62%、その方がなおかつどれだけ有効に使っているんだろうかという点も興味があるところなんです。どうですか。

青柳市町村課長

住基カードの使い道でございますけれども、基本的には公的な機関が発行する唯一の個人認証用ICカードという機能でございます。情報が格納できる部分も持っておりますので、運転免許証と同様に公的な身分証明書として使うことがまず一番の利用目的になるかと思えます。本来は、市町村役場の窓口で、いろんな手続、転入転出届等のことが1カ所でできるといった、もちろんそんな基本的な機能もございまして、最近では金融機関の窓口で身分証明書の提示を求められることがあるというのは委員のおっしゃるとおりでございます。高齢者になりますと運転免許証を返納された方も今後は出てまいるのであろうと。あるいはもともとお持ちでない方もいらっしゃるであろうと。そういった方については、まさしくこの写真付きの住基カードをお持ちいただければ、身分証明書として使えるということがまず1点でございます。

それから、電子自治体、電子申請といったこれからの情報時代の基盤となるものでございまして、住民の利便性と行政事務の効率化という観点がございますけれども、公的な個人認証を受けていただければ、それをカードに格納いたしまして、電子申告、税務署等の申告の電子申告ができる、インターネットを通じての処理ができるということで、実際には、お使いいただいている方ではこういった使い道の方がその利便性は非常に体感されているのではないかと認識しております。

それから、県下の市町村においては10%以上交付しているところがございまして、そういったところは、印鑑登録カード等を共用化しているとか、あるいは市町村役場の窓口で、自動交付機でいろんな証明書が100円程度の手数料で取得できるといったところもございまして。

ですから、まだ普及過程でございますので、県といたしましても各市町村のそういった自動交付機の整備といったことについても働きかけをさせていただくとともに、特に今申し上げたところは、なかなか一般の方は御承知ではないと思っておりますので、直接呼びかける形の啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

竹越委員

今お話があったように、もちろんこれは市町村がやっていますから市町村によって差があるのでありましょう。10%というのは分母と分子がちょっとわかりませんが、それだけ高いところがあるということは、逆に言うとゼロに近いところもあるのかなんて思うわけでありまして。市町村によって恐らく、格納と申しますか、使い道もかなり違うんだらうなと思うわけですが、県下の市町村の実施状況で、よいところ、悪いところ、どのぐらいの差があるんでしょう。

青柳市町村課長

先ほど申し上げましたのは一番高いところの数字を申し上げました。やはり少ないところは1%台のところがございます。ですから、10%というのは1市だけということでございまして、そういう意味では、低いところにつきましては、交付、普及が図れる、伸び代があると認識してございます。

竹越委員

余りこれにこだわるわけじゃないんですけど、実施に向けてはかなり投資をしたことがあって、いいことづくめみたいな話をかなりお聞かせいただいて、これを実施して、どのくらいの普及率を目標にしているかわかりませんが、何年かたってみて、そんなに利用されていない。そういう意味で何となくむなしい気がしております、こういう電子自治体も否定をするものではありません。ただ、このところ余り言わなくなってしまいました。それほど普及をされたのかもしれませんが、けれども、余り言われなくなってしまい、そういう意味で投資の割にどれくらいの効果が上がったかなんていうのは、例えば住基カードに関していうと大変おぼつかないような感じがしないでもないです。

もう一つ、せっかくキャンペーンをやられるということなんですけども、要はどのくらい生かさせるかということが問題なので、市町村によってみんな、図書館に行ってもそれで借りられるのかなんとかっていろいろあるんだろうと思うんですけど、その使い方は多分いろいろ違うんだろうと思うのは、一律に普及したって実際に幾らただでも取得して生かされなきゃ普及しません。それで、なおかつ重要なデータが入っているなんていうと、きちんと金庫へしまっておきます、金庫じゃないにしても持ち歩きませんからね。だから、みんなが使う中身をそのカードに付加するような、そういう取り組みをきちんと市町村でしないと、キャンペーンだけではなかなか普及しないのかなんていう気がするんですが、いかがですか。

青柳市町村課長

委員のおっしゃるとおり、市町村の事務ということでございますので、市町村に対してこれまでも働きかけ、助言等をさせていただいております。直接市町村長さんたちの会議の席上でもお話をさせていただいております。まずは市町村の窓口でもPRに積極的に努めていただくと。先ほど交付率の高いところのお話をさせていただきましたが、やはり働きかけをかなり重点的に行っていらっしゃるといってもございますので、そういったところを参考に市町村の担当者の会議等でもそういった研修を行うという形のを今進めてございますので、市町村にも一緒に汗をかいていただいて普及を図ってまいりたいと思っております。

古賀総務部長

この問題につきましては、私も非常に力を入れているんですけども、まさしく今委員がおっしゃったように、本県に限らず全国的に非常に大きな投資がなされて、そして、住基カードの普及がなかなか進まないという状況に今あります。

これは、普及がなかなか進まないから活用策が進まないというような若干悪循環的な状況もありまして、それで、今、国もそういう状況の中で、まずは活用策の拡大、これと並行して普及の推進というのを、重点的に進めたいということで、昨年度から3年間という限定つきで、住民基本台帳カードの発行手数料を無料にした場合に、それをそのまま特別交付税で措置しますよという制度を始めたというのがあります。

我々もそれに乗る形で本年4月から、全国でも初めて全市町村が足並みをそろえていただいて、発行手数料を無料化していただいたということではあるんですけども、一方で、普及は無料になったからといっても急に進まないというのは、まさにその活用策といいますか、その部分で、県も独自に県立図書館の図書カードとしての活用というようなことを打ち出してはいるんですけども、オープンは24年の11月という予定ですから、まだもう少し時間もあるということもありますし、市町村でいう

と、やはり自動交付機とか、そういう先行的な取り組みを進めてきた笛吹市、甲州市あたりはさっきもちょっと話に出ましたけれども非常に高い普及率なんですけれども、そのほかの市町村でいいますと具体的な活用策を定めていないと普及はなかなか進まないという状況にあります。

住民サービスの向上という観点からこれをどう活用していくか、国でも力を入れているいろいろ検討しております。コンビニなんかを使うとか、あるいは社会保障カードなどとして使っていけないとか。これは将来的には必ず拡大をされていくものという認識を持っておりますので、それに先だってできるだけ普及を進めておくということは、それだけ本県にとっての情報インフラとしてのいろいろな将来の選択肢というのものが広がってまいりますし、また、例えば国でいろいろ、モデル事業とか、そういうことを考えていくに当たっても、本県としてもまず手を挙げて、全国に先んじて情報化を進めていくということもできるような環境になってまいりますので、我々としても先ほど申し上げましたような緊急雇用対策事業というものもうまく生かしながら、まずはこの普及の拡大に向けて積極的に PR をしていきたいと思っております。

それと並行して、実は個々の市町村にも、できるだけ各市町村ごとにこの住民基本台帳カードを活用した独自のサービスというものを考えてくださいという働きかけ、あるいは全国的な優良事例の紹介なんかも今いろいろやっております、それは、いずれそのうち芽は出てくると考えておりますけれども、こういう取り組みを地道に続けながら、徐々に県民の意識が向上して、この普及の着実な上昇につながってほしいなということで、今、頑張っております。

全国的には、この住基カード、本県、先ほど 2.6 という話がありましたけれども、宮崎県が全国では突出をされていて 15% を超えているんです、県としてですね。ですが、これはかなり突出をされていて、その次の全国 2 位が 6% ぐらいです。その下は大体 4、3、2% という状況があるものですから、ぜひ、本県でも、せっかく全国で初めて全市町村一斉無料化ということを導入までできましたので、そこから一步抜けられるように頑張っていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(太陽光発電について)

白壁委員 1 点だけ。太陽光発電の率先導入について、どこへつけるのかお伺いしたいと思っております。

矢島管財課長 県庁の北別館の屋上でございます。

白壁委員 何キロワットのを設置する予定ですか。

矢島管財課長 20 キロワットでございます。

白壁委員 値段は多分架台によって違うと思うんですけど、企画部の県民生活センターと同じ 20 キロワットの発電量ということですが、県民生活センターに比べ 300 万円ぐらい安くできるのは、やっぱりこの架台の問題があるからなのですか。

矢島管財課長 6 月補正予算で設計費等をもって、その内容を設計いたしましたけれども、施設ごとに、屋上の面積ですとか、いろいろな事情がございます。北別館に

については屋上に防災無線あるいは警察のパラボラアンテナがあるという事情の中で20キロワットが適当だという判断で設計をいたしました。その金額がこの補正の内容でございます。

白壁委員 設置後の維持費というのは予算化されているのでしょうか。

矢島管財課長 太陽光パネルにつきましては、基本的にはメンテナンスフリーといいますが、そんなに維持管理費がかかる施設ではございません。年間に数千円か、あるいは数万円という程度の維持管理費であると考えております。

白壁委員 メンテナンスフリーといえばメンテナンスフリーなんですけど、メンテナンスフリーじゃありませんから。それは余り言い切らないほうがいいと思いますよ。メンテナンスフリーという完全にメンテナンスフリーですからね。一生お金がかかりませんという意味ですから。メンテナンスフリーじゃないでしょう。  
それと、もう一点、メーカーというのは指定されているのでしょうか。

矢島管財課長 メーカーの指定はございません。

白壁委員 ということは、発電効率が若干メーカーによって違いますけど、その発電効率によって、今度は逆算面積を割り出すということでしょうか。

矢島管財課長 基本的には20キロワットアワーの発電ができるものをつくってくれということで発注をいたしますので、製造メーカーごとに逆算をしてその面積が変わるとかということではございません。

白壁委員 北別館において、1時間当たり20キロワットで発電した場合、何%ぐらいの電気の補てんができるのでしょうか。

矢島管財課長 北別館のみの電力使用量というもののメーターがございませんので、県庁全体の中から面積で推測しますと、約100万キロワット必要ということで考えております。この20キロワットの年間の発電量が約2万3,000キロワットと考えておりますので、約2.3%と推測しております。

白壁委員 土、日、祭日のときにはどういう形になっているのでしょうか。

矢島管財課長 北別館には災害対策本部に必要な施設等が入っております。動力関係は年じゅう無休で電力が必要でございますので、そういったものに供給していくということでございます。

白壁委員 休みの日には、それを全部使ってもまだ足りないぐらいの電気を使っているということでしょうか。

矢島管財課長 そのとおりでございます。

白壁委員 電気をそれ以上使っていればいいんですけど、例えば使わない場合なんかは、先ほどの企画部の場合には本当は蓄電的なものもしっかりやっておかなきゃだめなんですね。これからも、PFIでやるところも当然出てくるんで

しょうね。込み込みで全部やるんですよ。でしようけど、そういうときにはしっかりと蓄電型のものを使って、メーカー、値段もいろいろさまざま、発電効率もいろいろですから、なるべく短期間で償却していかないと、補助金ですからいつ終わるのかわかりませんが、今は日進月歩ですばらしく新しいものがどんどん出ていますから、今のメーカーでシャープがいい、京セラがいいってやりますと最終的には投資したところが痛い目を見ます。その辺もぜひお願いをしておきます。

矢島管財課長 今後、防災新館の整備の関係もございまして、そのほかの庁舎のいわゆる環境配慮の整備も考えておりますので、そういった中で、十分検討させていただきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第114号 地方財政法第三十三条の五の七第一項に規定する地方債に関する許可申請の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第115号 公立大学法人山梨県立大学の定款を定める件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第117号 公立大学法人山梨県立大学に承継させる権利を定める件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

### 所管事項

#### 質疑

(県有施設内の自動販売機設置について)

山下委員 まず初めに、県有施設内にあります自動販売機の設置について細かいお話をさせていただきたいと思いますが、県の施設にはたくさん自動販売機が設置されているかと思いますが、まず、県有施設の中に今何台あるんですか。

矢島管財課長 知事部局のほか、県立学校、それから警察署、そういった教育委員会、警察本部も含めまして、全体で393台置いております。

山下委員 多分自動販売機の設置する設置者がいろいろばらばらだと思うんですね。単純にいうと小瀬競技場に置いてある販売機は、体育協会が持っているのかな。いろいろ多分あるかと思いますが、重立ったところを、わかる範囲で結構です、教えてください。

矢島管財課長 大ざっぱに申し上げますと、本庁に置いてあるものにつきましては、管財課長が許可をしております。それ以外の合同庁舎ですとか単独事務所、そういったところにつきましては、各施設の庁舎管理者、例えば合同庁舎であれば県民センターの所長ですとか、あるいは単独事務所であればその所長が庁舎管理者になっておりますけれども、その方々に許可等の管理をいただいております。

山下委員 当然許可設置者がいろいろ違う。それで、1台あたりの設置料金なんかも違うんでしょうか。

矢島管財課長 自販機につきましては、行政財産の目的外使用許可という許可行為で認めておりまして、その使用料につきましては、行政財産の使用料条例というものの中に定めております。大体、自販機を置く建物ですとか土地、そういったものの価格に一定の率を掛けて使用料を決めているんですけども、大ざっぱに言いますと1台あたり年間5,000円から6,000円の使用料をいただいているという状況でございます。

山下委員 金額は大した金額じゃないんですけど、一応先ほどの話で台数が393台ということで、設置箇所数も93カ所ということで、一応資料をいただいているのは200万円ぐらい年間使用料が入ってくるということでございます。

それで、佐賀県が今度、それを少し変えましょうということで、要するに佐賀県あたりは、全部のところ、位置を絞って公募をかけて、言葉は悪いですけど、少しつり上げて、どこがやりたいんだという形で、多分、幾らになっているかわかりませんが、今まで貸しているよりも少し金額が

上がっているんじゃないかなということじゃないかなと思いますけれど、そのあたりの御認識はありますでしょうか。

矢島管財課長

佐賀県の取り組みについては承知しております。平成19年度に地方自治法が改正されまして、それまで行政財産というのは目的外使用許可以外には認められていなかったんですけれども、余裕のある場合には貸し付けをすることができるという法改正がございまして、その制度を使って貸し付けということで、今度は使用料条例の金額ではなくて、貸す人と借りる人の1対1の契約の中で貸付料という形で、それまでよりも大きな金額で契約をして貸付料を取っているという状況でございます。

(山梨県立大学の授業料減免制度について)

山下委員

もうそこまで言えばわかるとおり、ぜひとも山梨県も大いに研究してみたいかがかなということでございます。

次に、一般質問の中でも県立大学の独法化に向けていろいろ質問をさせていただいたんですけれども、そのときにも1年目からなかなか職員の採用というのはいろいろ厳しいけど検討していくよというお話もありました。その中で、授業料、先ほど経済対策の予算の中にも、高校の減免措置だとか、奨学金だとか、そういったものが入ってきます。それで、大学生も同じですよ。なかなかやっぱり厳しい。親御さんたちも雇用体制が非常に不安定ですし、非常に厳しい中にあるんじゃないかなと思いますけど、まず、現在、山梨県立大学の授業料の減免制度というのはあるんでしょうか。

鈴木私学文書課長

山梨県立大学の場合、授業料等は条例で定めております。その条例の条項の中に減免が書いてありまして、「知事は、天災、死亡、休学その他の特別な事情があると認める場合は、授業料又は入学料を減額し、又は免除することができる。」ということで規定をしております。これまでも、死亡、休学はともかく、新潟県中越地震等においては入学料を免除しますので応募してくださいということをやりましたが、応募はございませんでした。

経済的困難なということで減免をするかということについては、一律の基準を設けておりませんので、1件ごとの審査ということにしておりますが、現在、免除した例はございません。

山下委員

ちょっと細かくなって申しわけない。わかる範囲で結構ですけど、山梨県はいただいているんですね、今言うように天災だとか死亡だとか休学だとか、そういった事情で。経済的な事情というのはまだないというんですけど、ほかの県ではどうなんですか。この減免制度に関して、経済的な部分が、要綱に盛り込まれていないなんていう県がほかにもあるんですかね、結構。

鈴木私学文書課長

ほとんどの県が条例に同じような規定を設けていまして、なおかつ経済的理由ということで一定の基準を設けている大学がほとんどであります。設けていないのは、本県と、あと二つの大学があります。

山下委員

今言うように一番私が言いたいのは、なかなか雇用体制、経済状況が厳しいですから、突然親御さんたちが解雇されたりして授業料が払えなくなってしまった、結局、学校をやめざるを得ないという子供たちも中には出てくるんじゃないかと思うわけですね。そういうことを考えれば、ぜひともそういったことを前向きに検討していただきたいなということが、今度、独立行政

法人になりますから、大いに学校独自の動きというものができるわけですから、別に県だからできなかったということはないでしょうけれど、そういうことをぜひとも、ほかの大学でできているわけですから、うちの県も大いに研究してみる価値はあるのかなと思いますけど、いかがでございましょう。

鈴木私学文書課長 現在、法人化への準備作業を進めておりますが、そういった家計急変とかという事情もありますし、逆に優秀な学生の確保という視点からも減免規定は必要と考えおりますので、現在、準備作業の中で検討を進めております。法人化後は実施を目指してまいりたいと考えております。

(山梨県立大学の大学院設置について)

山下委員 ありがとうございます。大変すばらしい御回答をいただきまして感謝しています。

それで、あと一点、これも学校が移行しようとしているときですから、あれもこれもということもないんでしょうけれど、やっぱり大学院というものも視野の中に入れていかなければいけないのかなという感じはしているんですよ。すぐにはつくれないでしょうから、これから独立行政法人に移行して、そして、その中でいろいろ新しい学長さんと組みながら、学校の諮問委員会とか何かで一生懸命研究していかなければいけないと思いますけれど、今のところ大学院をつくるなんていう方向性というのは何か俎上に上っているんですか。

鈴木私学文書課長 県立大学の看護研究科という大学院がございますが、看護研究科をつくった平成17年の時点で、ほかの研究科については将来必要に応じて検証、検討を行い、機能の充実を図っていくという方針で来ておりますが、現在のところ、具体的な検討までは至っておりません。そうはいいましても、全国の状況を見ますと大学院の検討は課題でもありますので、前向きに検討を行うことが必要かと思っております。大学院につきましては、方向性や課題等も含めまして、中期目標とか中期計画にどう位置づけていくか、大学と今検討を進めております。

(国の第1次の補正予算にかかわる国庫補助金等の状況について)

山下委員 わかりました。大いにいろいろ研究していただきたいと思います。

それで、きょう、委員長に許可をいただいて、少し皆さんのお手元に配付をさせていただいた資料があるんですけど、いわゆる例の国の第1次の補正予算にかかわる国庫補助金等の状況ということでございます。民主党政権になって、何かきょう、新聞、ニュースですと、14兆円の経済対策に対して2兆5,000億円分を返しなさいということでございますけど、まず、お手元に配付した資料の中で、6月補正と9月補正に合わせて、本県で国からの交付を予定しているのが334億円の内示状況について執行部に資料をつくっていただいたわけです。

資料をごらんいただきますと、交付予定額が333億9,600万円のうち、交付決定または内示があったものが289億円であり、既に全体の86.6%が交付決定または内示をされているということですね、それで、まだ内示がされていないというものが、44億円余り、13.4%あるということなんですけど、補助金の内訳を教えてくださいたいと思います。

福富財政課長 本県に計上しております国の1次補正関係の補助金の内訳ということで

ございますが、委員から資料がお配りされているということでお聞きしておりますけれども、全部で27の補助金、また、交付金などがございます。このうち、交付決定がございましたのが23の補助金ということでございます。資料にありますとおり、交付決定または内示があったものが28億2,200万円ということでございますが、少々細かくなって恐縮ですけれども、主なところを例示させていただきたいと思っております。

まず、このうち、基金造成のための交付金などということで記載がなされておりますけれども、これにつきましては、例えば緊急雇用創出事業の交付金、こういったものが44億6,000万円ございます。それ以外にも、介護職員の処遇改善等臨時特例交付金ですとか、森林整備加速化・林業再生事業費補助金、これもそれぞれ19億円余り、または19億円という補助金の計上をさせていただいております。

それ以外にも、その他補助金等ということで、先ほどの県において基金を設置しまして複数年度で事業を実施していくというもの以外にも単年度の補助金がございます。まず一番大きなものは、県で独自に経済対策等に取り組んでおります地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これが52億8,600万円余でございます。そのほかには、公共事業の補助金が36億8,600万円余、あわせましてその地方負担分の9割を補てんするという地域活性化・公共投資の臨時交付金が52億2,300万円ございます。

大きなところはそういったところですけども、これ以外にも、セーフティネット支援対策事業費補助金ということで、これは、生活福祉資金の貸し付けでしたり、住宅手当等への支援をするための補助金になりますけれども、こういったものですとか、震度情報ネットワークの整備のための補助金、またはICT事業を実践するための補助金、こういったものがございます。

一方で、まだ内示がなされていないというものがございまして、主なところを申し上げますと公共事業の関係が一番大きくなっております。公共事業費の補助金で11億円、もしくは公共投資臨時交付金で14億円ございまして、ここが一番大きいところでございますけれども、しかしながら、それ以外にも、全国瞬時情報システム、いわゆるJ A L E R Tの整備の補助金ですとか、携帯電話を活用しました観光情報を提供するための事業、1億円の事業を予定しておりますけれども、こういった事業をするための補助金、さらには不妊治療の助成事業のための補助金、こういったものがございまして、主な内訳としてはそういうところになります。よろしくお願いたします。

山下委員

それで、今お話しいただいた補助金は緊急雇用創出事業の補助金を初め、大部分は、経済・雇用対策関連の補助金と一応我々は理解しているわけなんですよね。

そこで、本県が既に経済・雇用対策として、基金への積立額を除いてですよ、6月補正では176億円、9月補正では82億円、合計258億円の予算を計上しているんですけど、この財源として国の1次補正予算に係る補助金が幾ら含まれているのか、教えていただきたい。

福富財政課長

委員御指摘のとおり、6月補正、9月補正、合わせまして258億円の経済・雇用対策関連事業を計上しているという状況でございますけれども、このうち、商工業振興資金ですとか、その他、県の自己負担といたしますが、県負担分による事業を除きますと、国の1次補正予算に係る補助金等は合計で

217億円程度という状況になっております。

山下委員

それで、先ほどからもお話ししているように、経済状況、雇用情勢も本当に厳しい状況になっているということなんですよ。

それで、今度また民主党の政権になって、9月28日の閣議決定で1次補正予算の見直しをやりましょうということで先ほどもお話があったわけですね。見直しの具体的基準では、地方団体への影響に配慮して、地方公共団体以外のものが造成する基金事業等が見直しの対象とされたところでありますとあるんですね。10月2日までに各省庁取りまとめて洗い出し作業をやって、政府が目標額の3兆円に達していないということで新聞報道が出て、今のところ2兆5,000億円だと言っているわけですね。政府は、各省庁の見直し案が不十分だとして、さらに作業を続けるようにしなさいと。既に本県も含めて地方公共団体は予算計上を行い、事業がスタートしているものであります。仮に政府が方針を変更し、地方団体への補助金等を見直すという事態になれば、国民生活の混乱というのは間違いないと言われているわけですね。

ついては、この見直し作業について、現在、国から地方に対して、事業の執行を見合わせるようにといった、凍結や執行停止というところの何か指示はあるんですか。

福富財政課長

国からの指示ということでございますが、各事業課からの話ですと、選挙直後の9月の中旬ごろに、一部の補助金につきましては、国の交付の事務を一時的に停止するという連絡があったということを知っておりますけれども、それ以上に、いわゆる凍結をするということの連絡は現在のところはございません。

山下委員

それで、先ほどからちょっとお話があるように、結局3年分どんとくれているわけですね。くれているのはいいですよ。問題は、今言うように、ここにも書いてあるように、地方公共団体以外のものが造成する基金等が見直しの対象と言っているんですけど、実際何もわからないですよ、来年以降本当にどうなるのか。実際の話、ことしも使えるものは使うんでしょうけれど、使わないで来年に持っていくというものもあるわけなんですよ、基金ですから。3年間のうちに使いなさいということなんですからほんと3年分くれるかもしれないけれど、実際の話、変わるかもしれない。だから、来年になったら極端なことを言ったら、使ったもの勝ちみたいな話になっているんだけど、本当に来年以降どういった感じになるのか、何かお聞きしておりますか。

福富財政課長

いろんな報道がなされておりますけれども、正式と考える文書で目にしておるものは、やはり閣議決定とか、先ほど委員からも御案内がありましたけれども、地方公共団体以外のものが造成する基金事業などについては、一時留保分の対象とするということで、現在のところ扱いがされているというような状況だということで、それ以外、今後どうなるかという明確な情報がほかにあるという状況ではございません。

(公費不適正支出について)

白壁委員

先月、新聞等で出ました不適正な支出というところではありますが、この中で、もしかすると加算金が発生するんじゃないかというようなことも書いて

ありました。こうなってくると、やはり、まさか部局の不適切なものを支出したというか、そういうもので使った部局というわけにはいきませんから、多分、出納、会計管理といういわゆる総務関係になりますのでこの場でお聞きしたいわけなんですけど、総務部長にぜひお聞きしたほうがいいと思うんですが、こういうことが起きた原因というのは、何か根深いものがあるのかなという感じもあるんですが、この原因というのはどうとらえられていますか。

古賀総務部長

原因と申しますか、今、会計検査院の検査の視点なんかも踏まえて、本県においても自主的に調査というのを実施させていただいているというところではあるんですけども、基本的に補助事業というのは、補助金適化法の規制の対象になる補助金ということでございまして、使途が交付の際に交付要綱という形で限定をされてございます。その要綱にどのようなものが該当するかというのは、これは、言ってみれば交付行政庁である国の解釈、物差しというものがあの中で、それに沿って受け手側の我々自治体としては執行していくというものでございます。

この執行の、基準というものにつきまして、これは交付行政庁である国土交通省なり農林水産省なりといったようなところと常日ごろからいろいろと打ち合わせなんかをさせていただきながら、また、過去にいろいろな実例等もある中で執行しているということではございますけれども、これは、会計検査院というところが客観的な目で厳格に検査に入るということになりまして、それはまた一律かなり厳格な物差しというもので見ていくということになりますので、そういう中で、これまで県として対象に捨て、範囲となり得るであろうと思っていたものが、厳格な目で見た場合に、その対象の範囲から外れていたというものは、これは今回の検査の結果でも一部出てくることが判明しているわけございまして、そういうことで、国からきちっとした基準が、今後においてもきちっと統一をされて示されていくということであれば、それに沿ってきちっとした執行をしていくという責任がありますので、ここ数年の分も含めて、きちっと今調査をして洗い出しをしているという状況でございます。

白壁委員

原因というところを明確にさせていただこうかなと思っていたんですが、新聞なんかで見えますと、発注者側というか、補助側というか、国側というか、そちらのほうの規定が厳し過ぎるから、だから、例えば使途を組みかえた、これはもちろん違法なんでしょうけど、厳し過ぎるからというようなことをよくこの中でも言われているんですけど、そういったこともやはりあるんでしょうか。

古賀総務部長

それは、ちょっととらえ方の問題もあろうかと思えます。もちろん厳格にその事業のためにどこまでを執行範囲と見るかというのは、例えば人件費、賃金職員なんかのものにしても、あるいは物品等の関係なんかにしても、一つ一つについて厳格にその使途を限定していくというのは、実務上、執行していく立場として見ると個々に見ていくと難しい場合も当然あるわけではありますけれども、ただ、それは一応法律という制度がきちんとしてある中で責任ある執行を求められている立場でございまして、先ほども申し上げましたように、今後においては、そうしたことについて、国と、我々受け手側である自治体との間で、きちんとして一定の基準の中で厳格に運用をしていくということは、責任としてあると思えますので、これを機会にきちっと点検

をした上で今後はきちんと責任ある執行をしていきたいと考えております。

白壁委員

使い道なんかは、職員の方々も、いい方向でとらえれば、何とかうまく使いながら補助事業、補助金をうまく使って県費を少しでも少なくしようという考え方があるのかもしれない。これは、ちょっとこっちへ置いておきましょう。

ただ、単年度主義の中で1年間で締めるということを考えていったときに、ここで間に合わないから今のお金を使って納品は先だよとか、事前的な発注というか、納品は先だよ、これはちょっと違うんじゃないかなと思います。中には間に合わないものもあるんでしょうけど、これは、先ほどもありましたけど、内示決定から交付決定からいろんな段階的に分かれていって、もうある程度ここまで行ったら準備できるな、準備といっても発注するわけじゃなくて、向こうの準備とかこういうものをしていけば、そこでぎりぎりいっぱいになって、次の発注というのはちょっと考えられないとは思いますが、これはあくまでも単年度主義ですから、そのうちのもの、もしくは継続費だとか繰越明許だとか、いわゆる支出負担行為が年度内であるのが基本であるわけですから、翌年度へ越える部分は、その処理をすればいいわけですから、こういうところはどのようにお考えですか。

古賀総務部長

今、委員のほうから御指摘がありました、いわゆる経理処理が適切に年度内に行われていないものがあるということについては、これは会計処理の事務的な問題として大きく反省をしなければいけない部分だと考えておまして、事務的には年度ごとの切れ目なく常に仕事をしていると、業務をしているという実態は当然あるわけでございますけれども、おっしゃいましたような単年度主義という大きな予算の会計年度というものがある中で、事務処理をしているわけですから、それに沿ったきちんとした正確な執行ができるように、今後については改めていく必要があると思っております。そういう観点から、ここ数年の分については、きちんと自主的に調査もした上で、問題点、どういうものが適切に処理をされていなかったかということを中心にきちんと洗い出しもいたしまして、今後そのようなことがないように、事務の改善につなげていくということについて、今、責任を持って検討を進めております。

白壁委員

例えば県土整備部等、今3つの部が言われていたですね。ただ、例えばこれは所管が違うという話になると思うので、先ほどのここに国庫補助金、これなんかは全く同じなんですね。これも同じことなんですよ。要はそこで決められた例えば基金として3年間いこうと。決められた実行の中で枠を超えていったら、これはやはり、会計検査院の対象になるわけですよ。ですから、これも全く同じことなんです。だから、総体的に見ていくと、やはり総務だということで、私は総務の中で話をさせていただいているということなんです。

それで、約十二、三年前に裏金のプールということがありました。その当時はいろんなものから出していったんでしょうけど、私、この国補の関係が、一般会計の中にも同じようなことがないのかなという心配をしているんです。それがつながっていきますとルーズになりますし、知事の答弁の中にもありましたがルーズになってきます。そうするとまたその約十二、三年前のものに、千葉県もありましたけど、あのとき四十数億円というお

金がプールされた、こういうことがまた発生する危険性があるのではないかとということで、ちょっと回りくどくですけど質問させていただいておるところでございます。一般会計というのは大丈夫なんでしょうか。

古賀総務部長

まさに過去のそういう非常に不適切といいますか、不正のあった、そういう経験というのを踏まえまして、再発防止策というのを、今、システム上も徹底をして、嚴重にチェックをする体制にしておりますので、そういうものについては、今、会計上発生をしない仕組みを我々としてとっていると考えてございます。いずれ今回のこの問題につきましても、公費としての用途としての適、不適ということではなくて、先ほど申し上げました補助金適化法に基づく、補助金の交付要綱に基づく、その当該補助金の用途としての適、不適の話ということで我々も理解をいたしまして、そういう視点で今調査もいたしておりますので、そういう点では、過去のいわゆる不正支出、つまり公費としての用途として不正であったという問題とは根本的に性格は異なるものだという認識を持っておりますし、そういうことについては、もう未来永劫発生をさせないという強い決意を持って、県としても職員一人一人が自覚をして職務に当たっているというところでございます。

白壁委員

単年度主義の中で、そのお金を使って、納品は先でいいから、とりあえずは発注するよと、お金を払っておくよということと、その昔やったような、とりあえずお金を払って向こうへプールしておいて、それから接待に使ったりいろいろする、言ってみれば同じような流れなんですね。それを私は言っているんです。

だから、こういうことは、倫理的にももうというか、皆さんも、賠償というか、返済した方もおられますし、もう二度とこういうことはないと思うんですけど、ちまたではそういう話がやはり出る可能性というか、出ているんですね。こういうことはないか、昔みたいなことはないかということがあるんです。これを、そんなことは決してありませんということをお聞きしたいことと、それと、もう一点、現状の中で、会計検査院が11月ぐらいに何か発表すると言っているじゃないですか。ほかの県では先に公表しているなんていうところもあるんですけど、山梨県はそれに合わせて、それまで知事が会計検査院に言われて、黙っていてくれというか、抑えておいてくれという話みたいですけど、これはその場までやはりいつてやるんでしょうか。

山本出納局次長

先ほど来、国庫補助金等の事務費の会計検査の結果、もしくは全庁調査の状況等について議論されていきますので、その経過を御説明してから先ほどの委員の質問にお答えしたいと思います。

経過は、会計検査院が平成19年度に、都道府県の公金の管理ということにつきまして、国民の関心も高まっているからという理由で、12道府県について国庫補助金等の事務費の実地検査を行いました。そしたら、全部の道府県で会計処理が不適切だという指摘をされたわけです。

このため、会計検査院では引き続いて全部の都道府県でその経理状況等について調査をしようということで、平成20年度に本県も受検しました。この検査結果というのは、ことしの11月に国会報告されるわけですが、その際、あわせて会計検査院のほうからプレス発表もされる予定です。

ただ、この会計検査院の調査結果は、最高裁での判決等もありますけども、調査段階に県でつくった資料も含めて開示、非開示の判断は会計検査院が行

うものであるとされておりまして、国会報告が終わるまでは県では公開しないようにと会計検査院から強く要請もされております。したがって、その内容については詳しく御説明できませんが、その指摘事項等について公共三部でこれまで会計検査院と協議を重ねてきております。

先般、新聞等でこの件が報じられましたが、本県ではいわゆる預け等の不正経理はありませんでした。ただ、幾つかの不適正な処理が指摘される見込みであります。このため、国庫補助事業等の適正な執行ということで、県民への説明責任を果たすためには、会検に準じた方法ですべての部局で調査を実施する必要があるのではという判断から、現在、全庁調査を実施しております。

また、11月の会計検査院の発表にあわせまして、この全庁調査の結果も公表できるようにするために、今月末までに調査結果を取りまとめる日程で、現在、出納局を中心とした調査チームが活動しております。この調査チームの編成等につきましても、全庁的な体制で中立性等を確保するために、庁内に事務処理ミス防止対策推進委員会という組織があるんですけど、その中に出納局を中心とした調査チームを設置してやっているわけですし、この調査結果を踏まえて11月初旬には会検の結果も出ますので、あわせて結果が出たところで問題点や課題等十分に分析して、今後の国庫補助事業等における適正な経理処理を徹底するとともに、必要ならば国等へより効率的な運用ができるように要望等も行っていきたいと考えております。

経過は以上のように、会検の非開示という大きい制約がございますので、調査等については余り細かい説明はできないんですけども、そういう中で11月に結果が出たところで十分課題や問題点等を分析しまして対応していきたいと考えております。

白壁委員

調査してくれているということですね。それは補助金についての、国補についての調査で、一般会計についてもしっかりやってくれたと。だから、そんなことは決してありません、すべてそのプロジェクトチームで全部やりましたから、一般会計、補助金絡みじゃなくて通常の県単の事業についてもすべてやってくれたということですね。

山本出納局次長

今回の調査の対象は国庫補助事業に係る事務費ということですので、先ほど申しましたけども、いわゆる不正経理というものは会検の結果もなかったということで、県単の事業については対象外としております。

それと、先ほどシステムの、平成9年の不正経理の問題以来、体制として十分なチェック体制をとってきた、あるいは再発防止に努めてきました。具体的には、例えば物品等を発注する際、今、物品管理システムという電算処理になっておりまして、それが財務会計システムと連動しておりまして、チェック体制、財務会計システム自体の、あるいは物品管理システムの、ある個人が使う権限というのが制限されておりまして、いわゆる個人認証が必ず必要となっています。あるいは、複数の上司の決裁というのを、昔ですと三文判というようなもので済ますことも可能でしたけども、今は個々の決裁区分に応じた個人認証、パソコンで決裁がされないといふ先へ行かないことになっています。加えて、支払いの段階には、出先は財務審査監、本庁は出納局の会計課等で支払いあるいは物品の納品書等もチェックして、それが済まないといふ銀行へ支払いの伝票が送られないといふ、システムの複数でチェックするような体制ができておりますので、今の事務処理の流れを完璧に実行していけば、従来のような不正はないものと考えております。

白壁委員

よくわかりました。いわゆる県単部分はないと、そんなことは絶対できる仕組みはないということですね、間違いなく。ということが1つわかったと。あとは、国補については今調査して結果が出ているけど、公表は今現状ではできません。だけど、もう調査は上がっています。加算金も発生しているのかわからないけど、それも全部わかっていますので、11月の時点でそれも公表しますと。これからは二度とそういうことはありません。加算金はまだ計算されていないかな。わからないかな。ということによろしいわけですね。

古賀総務部長

まず、県単事業なんかにつきましては、先ほど委員が御心配をされました、いわゆる架空発注みたいなものというのは、先ほどちょっと難しく説明しましたけれども、システムのできないように、不正経理の問題を踏まえてもう改善をいたしております。したがって、発注と納品とがきちんと現実的に突き合わせをされて確認をされない限り支払いがされないことになっておりますので、そのところはもうシステムとして県単事業についてそういう不正経理というものが発生しない仕組みというのをつくっておるということでございます。

そして、国補事業につきましては、先ほど申し上げましたように、言ってみれば国の補助金の使途として適、不適の問題、これは国の物差しにその使途が合っているかどうかという判断になりますので、これは今回会計検査院が示されたその基準に沿って今全庁的に見直しをいたしておりますけれども、これは法律にのっとって返還ということになりますと、これは10.95%という加算金が課されることになります。これはもう補助金適化法での返還に当たっての規定になっておりますので、これは返還に当たっては、それを加算されて返還をせざるを得ないということになると思っておりますけれども、いずれその点につきまして、きちんと過去の分も含めて調査をして、その全体の状況について、県民に発表できるように我々として責任ある調査を今進めているという状況でございます。

竹越委員

議会の場でこのお話を伺ったのはきょうが初めてなんです。知事からは、全員協議会じゃないんだけど、25日に伺いました。奥歯に物が挟まったような感じで、必ずしもよくすべてはのみ込めなかった。以後はずっと新聞のほうが先行しておりましたが、きょう正式にお話を伺いましたから、それはそれなりにわかりました。

繰り返すつもりはありませんけれども、会計検査は検査として、検査院として調査をして、結果はまたいずれ公表される。県は独自に調査をして、その時期と合わせながら県の調査結果を明らかにされるという点はわかりました。

実は決算特別委員会も今設置をされております。会計検査のところは入らないのかもしれませんが、どこかでちゃんとやっぱりある時期に説明をしていただくような機会を設けていただければありがたい。余り時間がたってしまうと新聞のほうがどんどん先行しちゃって、また憶測で物を言うようなことがいっぱい出てきますので、ぜひ説明をいただくような機会をつくってもらいたい、あるいは議会の上につくるべきかもしれませんが、そうしていただきたいものだと思います。

古賀総務部長

まさしく今おっしゃっていただきましたように、決算特別委員会の場でも20年度決算ということで審査をいただきますので、その20年度分も含

めて今自主調査をいたしておりますので、いずれ決算特別委員会の場におきまして調査状況、調査の結果も含めて説明をさせていただくつもりで当然おります。その機会につきましては、その会計検査院の11月上旬の発表のタイミングと合わせながら適切なタイミングで議会に説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月10日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 9月2日から4日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 保延 実